

## 第2章 災害予防計画



## 第2章 災害予防計画

### 第1節 防災知識普及計画

#### 第1 基本方針

県、市町村その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。

また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。

#### 第2 防災知識の普及

##### 1 防災知識普及計画の作成

- 防災関係機関は、その所掌する防災業務に関する事項について、毎年、年度当初において防災知識普及計画を作成し、その積極的な実施を図る。

##### 2 職員に対する防災教育

- 防災関係機関は、職員に対し、災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。
- 防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。
  - ア 防災対策関連法令
  - イ 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
  - ウ 災害に関する基礎知識
  - エ 災害を防止するための技術
  - オ 住民に対する防災知識の普及方法
  - カ 災害時における業務分担の確認

##### 3 住民等に対する防災知識の普及

- 防災関係機関は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、次の方法等を利用して、住民等に対する防災知識の普及に努める。
  - ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
  - イ インターネット、広報誌の活用
  - ウ 起震車等による災害の擬似体験
  - エ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
  - オ 防災関係資料の作成、配布

- カ 防災映画、ビデオ、スライド等の制作、上映、貸出し
- キ 自主防災活動に対する指導
- 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。
  - ア 地域防災計画及び各防災関係機関の防災体制の概要
  - イ 気象警報、避難指示等の意味及び内容
  - ウ 平常時における心得
    - ① 避難場所、避難道路等を確認する。
    - ② 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄及び非常持出品（救急箱・お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。
    - ③ いざというときの対処方法を検討する。
    - ④ 防災訓練等へ積極的に参加する。
    - ⑤ 災害時の家族内の連絡方法や避難の仕方を決めておく。
    - ⑥ 愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。
  - エ 災害時における心得、避難誘導
  - オ 心肺蘇生法、止血法等の応急措置
  - カ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等
  - キ 災害危険箇所に関する知識
  - ク 過去における主な災害事例
  - ケ 災害に関する基礎知識
- 防災知識の普及に併せ、被災地に小口・混載による支援物資を送ることは被災地方公共団体等の負担となることから、支援に当たっては、現地のニーズを踏まえた上で行うようにするなど被災地支援に関する知識を整理するとともに、その普及に努める。

#### 4 児童、生徒等に対する教育

- 県及び市町村は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。

#### 5 防災文化の継承

- 防災関係機関等は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、災害の経験や教訓を次世代に継承し、防災を文化にまで昇華し、「防災文化」として将来に活かすことにより、地域防災力の向上を図る。
- 防災関係機関等は、災害の経験や教訓を次世代に継承していくため、災害に関する資料を収集・整理・保存し、住民等が閲覧できるよう公開に努めるとともに、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。
- 住民等は、自ら災害の経験や教訓を次世代に継承するよう努め、防災関係機関等は、各種資料の活用等により、これを支援する。

#### 6 国際的な情報発信

- 防災関係機関等は、災害対応の経験から得られた知見や教訓を、国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

### 第3 総合防災センターによる防災知識の普及等

- 防災知識の普及及び自主防災組織等の育成の活動拠点として、岩手県立総合防災センター（以下、本節中「防災センター」という。）の整備充実に努める。
- 防災センターにおいては、「見る」、「触れる」、「体験する」ことを中心に、様々な災害の発生の仕組みとその対策、住民が心がけておくべき事項等についての防災知識の普及を行う。
- 防災センターの業務は、次のとおりとする。
  - ア 防災に関する資料及び装置の展示
  - イ 防災に関する教育、指導及び相談
  - ウ 防災に関する講習会、講演会、防災体験セミナー等の開催
  - エ 防災関係資料の作成及び配布
  - オ 防災ビデオの貸与

## 第2節 地域防災活動活性化計画

### 第1 基本方針

- 1 県及び市町村は、地域住民が「自分達の地域は、自分達で守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 2 県及び市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。
- 3 市町村は、市町村内の一定の地区内の住民等から市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。

### 第2 自主防災組織の育成強化

#### (1) 自主防災組織の結成促進及び育成

- 市町村は、町内会、自治会等の既存の地域コミュニティを中心として、防災活動を自主的かつ組織的に実施する自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。

〔自主防災組織の現況 資料編2-2-1〕

- 県及び市町村は、防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、研修会、講習会等の開催等を通じて、自主防災活動の地域リーダーの育成に努める。
- 県及び市町村は、自主防災組織の結成及び自主防災活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するため、必要な指導、援助を行う。

#### (2) 自主防災組織の活動

- 市町村は、自主防災組織が効果的な防災活動を行えるよう、あらかじめ、自主防災組織が実施する業務を定め、平常時及び災害時に分担する任務を、班編成等により明確にする。

##### ア 平常時の活動

- ① 防災知識の普及
- ② 消火訓練、避難訓練、避難所運営訓練その他防災訓練の実施
- ③ 情報の収集、伝達体制の確立
- ④ 家庭及び地域の火気使用設備、器具等の点検
- ⑤ 防災用資機材等の備蓄及び管理

##### イ 災害時の活動

- ① 安否確認及び避難誘導
- ② 出火防止及び初期消火
- ③ 住民に対する避難勧告等の伝達、確認
- ④ 地域内の被害状況等の情報収集
- ⑤ 救出、救護活動の実施及び協力
- ⑥ 炊出し及び救援物資の配分等避難所運営に対する協力

### 第3 消防団の活性化

- 県及び市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進し、その育成を図るため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。
  - ア 「消防団活性化総合計画」の策定
  - イ 消防団の施設・設備の充実強化
  - ウ 消防団員の教育訓練の充実強化
  - エ 報酬・出動手当の引上げ、表彰制度の充実等による処遇改善
  - オ 消防団総合整備事業等の活用
  - カ 競技会、行事等の開催
  - キ 青年層、女性層及び公務員の消防団への加入促進
  - ク 地域防災及び消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請

#### 第4 住民等による地区内の防災活動の推進

- 市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自主的な防災活動の推進に努める。
- 市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、計画提案を行う等、当該地区の市町村と連携する。
- 市町村は、計画提案を受けたときは、その必要性を判断した上で、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。
- 市町村は、計画提案の制度について、その普及に努める。

## 第3節 防災訓練計画

### 第1 基本方針

県、市町村及びその他の防災関係機関は、次の目的のために、その所掌する事務又は業務に応じた防災訓練を、単独又は合同して、毎年度、計画的に実施する。

- (1) 職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力の醸養
- (2) 防災関係機関相互の協力体制の確立
- (3) 地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

### 第2 実施要領

#### 1 実施方法

- 県及び市町村は、災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施者となり、広く防災関係機関に参加を呼びかけ、訓練の目的を明確にした上で、防災訓練を実施するとともに、訓練結果の事後評価を通して成果及び課題を明らかにし、その改善に努める。
- 訓練は、毎年1回以上、防災の日を中心とする防災週間中など、地域の実情に応じた適宜の時期に実施日及び実施会場を設定し、定期的に行う。県は、毎年、9月1日を中心とする防災週間中に、県内の各市と共催により、総合防災訓練を実施する。

〔総合防災訓練年次別実施状況 資料編2-3-1〕

- 訓練は図上訓練又は実地訓練により実施し、地域において発生する可能性の高い複合災害も想定するなど、具体的な災害想定に基づくより実践的な内容とするよう努める。
  - ア 図上訓練は、机上の図面や通信手段を用い、各々の対策要員が災害発生時の活動要領を確認、検証するため実施する。
  - イ 実地訓練は、防災対策用資機材を用い、各々の対策要員が関係機関と連携のもと、実地に防災活動に習熟するため実施する。
- 実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。

ア 通信情報連絡訓練	オ 消防訓練	ケ 医療救護訓練
イ 職員非常招集訓練	カ 津波訓練	コ 施設復旧訓練
ウ 自衛隊災害派遣要請訓練	キ 水防訓練	サ 交通規制訓練
エ 避難訓練	ク 救出・救助訓練	

#### 2 実施に当たって留意すべき事項

県及び市町村は、訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意する。

##### ア 主要防災関係機関の参加

防災関係機関の緊密な協力体制を確立するため、管内外の主要防災関係機関の参加を得て各種訓練を実施すること。

特に、災害時における自衛隊との連携強化を図るため、自衛隊の参加を得て、自衛隊災害派遣要請訓練及び災害派遣時に行う救援活動に係る各種の訓練を実施する。



#### イ 地域住民等の参加促進

訓練の実施に当たっては、自主防災組織、ボランティア団体、民間企業、非常通信協議会、水防協力団体等各種団体に訓練への参加を呼びかけ、また、地域住民主体による訓練の促進、自主防災組織の結成及び育成等を図るため、地域住民の積極的な参加を得て実施する。

#### ウ 広域的な訓練の実施

広域応援体制の確立を図るため、県境を越えた近隣県や、管外の消防機関をはじめとする防災関係機関に広く参加を呼びかけ、広域応援協定等に基づく広域応援要請訓練その他の各種訓練を実施する。

#### エ 教育機関等における訓練の実施

児童・生徒に対する防災教育の観点から、管内の幼稚園、保育所、小中学校、高等学校等の参加を得て各種の訓練を実施する。

#### オ 要配慮者を対象とした訓練の実施

医療施設、福祉施設等における入居者の避難、誘導など、要配慮者を対象とした訓練を実施する。

#### カ 地域の実情を踏まえた災害想定

訓練の実施に当たっては、ハザードマップや被害想定を活用するなど、地域のおかれている地勢的な条件や過去の災害履歴等を考慮し、より実際的な災害想定を行う。

#### キ 各種訓練の有機的な連携

有事の際の実際的な対応を想定し、関係機関が合同しての訓練、あるいは各訓練が有機的に連携した訓練を実施する。

#### ク 訓練災害対策本部の設置

県及び市町村に訓練災害対策本部を設置し、当該本部が中心となって通信情報連絡訓練、職員非常招集訓練等を実施する。

#### ケ 所有資機材等の活用

訓練の実施に当たっては、自己の所有する専用車両、資機材を有効に活用する。

## 第4節 気象業務整備計画

### 第1 基本方針

災害による被害の防止・軽減を目的として、災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握、防災気象情報の質的向上を図るとともに、県、市町村その他の防災関係機関や報道機関を通じて住民に適時・適切に、防災気象情報を提供できる体制を整備する。

### 第2 観測体制の整備等

#### 1 観測施設の整備・維持及び観測資料等の収集・整理

- 盛岡地方気象台は、気象、高潮、高波、地震・津波及び火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、これらの維持に努める。観測施設等の整備に当たっては耐震性を含めた信頼性の確保に努める。
- 盛岡地方気象台は、災害に結びつく詳細な自然現象の把握のために、防災関係機関、大学等の研究機関等と協力して観測体制の充実に努める。
- 盛岡地方気象台は、災害発生時等において防災気象情報を補完するための資料を防災関係機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の観測資料等を収集・整理し、データベース化を図る。
- 盛岡地方気象台は、県等が防災対策を講ずることを目的として観測施設を設置する場合には、必要な技術的協力を行う。

#### 2 情報処理・通信システムの整備・充実

- 盛岡地方気象台は、情報の収集・伝達に必要な通信システム及び防災気象情報の作成に必要な情報処理システムの整備・充実に努める。

[気象台所管の観測所配置図 資料編 2-4-1]

[県内における地震・津波観測施設一覧 資料編 2-4-2]

#### (1) 気象官署

盛岡地方気象台

#### (2) 特別地域気象観測所

宮古特別地域気象観測所、大船渡特別地域気象観測所

#### (3) 航空気象業務施設

花巻空港出張所

#### (4) 地域気象観測システム（アメダス）

施設名	箇所数	備 考
地域気象観測所	36	(1) 降水量、気温、日照（33箇所に限る。）、風（風向、風速）を観測。 うち、15箇所は積雪も観測。 (2) 箇所数には、気象官署2、特別地域気象観測所2、臨時地域

		気象観測所 2 を含む。
地域雨量観測所	14	(1) 降水量を観測。うち、1 箇所は積雪も観測。 (2) 箇所数には、臨時地域雨量観測所 1 を含む。

(5) 地震・津波観測施設

施設名	箇所数	設置場所
気象官署	1	盛岡地方気象台
多機能型地震計	8	岩手葛巻、岩手田野畑、岩手大迫、大船渡猪川、一関舞川、宮古長沢、岩手雫石、久慈枝成沢
震度観測点	20	気象官署 1、多機能型地震計設置場所（一関舞川を除く 7 箇所）、宮古市鉾ヶ崎、久慈市川崎町、二戸市福岡、北上市柳原町、奥州市水沢区大鐘町、釜石市只越町、大船渡市大船渡町、洋野町種市、八幡平市大更、雫石町千刈田、山田町八幡町、一関市大東町
巨大津波観測計	3	宮古、大船渡、久慈港
沖合水圧計（ブイ式海底津波計）	3	岩手沖 380 k m A、岩手沖 320 k m A、宮城沖 350 k m A
検潮所	2	宮古、大船渡

（気象庁以外の機関が設置している主な観測施設）

施設等名	箇所数	設置機関
海底地震・津波観測システム 地震計 3 津波計 2	1	東京大学地震研究所、東北大学地震・噴火予知研究観測センター
全国強震ネットワークシステム 強震計	25	独立行政法人防災科学技術研究所
G P S 連続観測システム 電子基準点 34 地殻変動観測施設 4 機動連続観測点 2 験潮場 G P S 観測局 1	41	国土交通省国土地理院
震度情報ネットワークシステム 計測震度計	58	岩手県（箇所数のうち、9 は防災科学研究所から、10 は気象庁からの分岐）
験潮所	1	第二管区海上保安本部、国土交通省港湾局

(6) 火山観測業務の整備

- 仙台管区気象台及び盛岡地方気象台は、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山及び八幡平の 4 火山を対象に、計画的に火山機動観測（調査観測）を実施する。

- 気象庁は、噴火など異常な火山現象が発生した場合は、その実態を緊急に把握するため、火山機動観測（緊急観測）を実施する。

(7) 大気汚染気象業務

- 仙台管区気象台は、気象状態の現況を把握し、地方公共団体の大気汚染防止活動に協力する。

第3 情報の提供

- 気象庁は、防災関係機関が迅速に防災活動を実施できるよう、情報の伝達体制を整備するとともに、防災気象情報を適時・的確に発表し、報道機関の協力を得て住民に周知するよう努める。

通 信 施 設		伝 達 先
データ通信回線	有線データ回線	<pre> graph LR     A[気象庁] --- B[盛岡地方気象台]     A --- C[花巻空港出張所]                     </pre>
	衛星公衆電話	
部外無線設備		岩手県防災行政情報通信ネットワーク（岩手県）
防災情報提供システム （専用回線）		岩手県（総合防災室）、八戸海上保安部（警備救難課）、釜石海上保安部（警備救難課）、岩手河川国道事務所（調査第一課）、岩手県警察本部（警備課・通信指令課）、NHK盛岡放送局（放送部）、IBC岩手放送（報道部）、テレビ岩手（アナウンス部）、岩手めんこいテレビ（報道部）、岩手朝日テレビ（報道制作部）、エフエム岩手（放送部）、岩手日報社（報道部）、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社（輸送課）、陸上自衛隊岩手駐屯地（第9特科連隊第2科）
専用電話		岩手県（総合防災室）

第4 防災知識の普及啓発の実施

- 盛岡地方気象台は、住民の防災気象情報への理解を促進するため、関係機関との協力のもと、気象情報の活用能力の向上を含めた防災知識の普及啓発等を図り、住民の防災活動を促進する。
  - ア 平常時からパンフレットや映像教材等の広報資料の作成、ホームページの活用、講演会の開催、講師の派遣などにより防災知識の普及啓発、防災気象情報の利活用の促進等を図る。
  - イ 県、報道機関等とあらかじめ協議の上、要配慮者や一時滞在者に十分配慮した防災気象情報の提供に努める。
  - ウ 災害に関する調査結果等を活用し、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

## 第4節の2 通信確保計画

### 第1 基本方針

- 1 県、市町村その他の防災関係機関は、災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。

また、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。

### 第2 通信施設・設備の整備等

#### 1 県防災行政無線

- デジタル方式による衛星通信施設の整備などにより、防災行政情報通信ネットワークの機能拡充を図る。

[岩手県防災行政情報通信ネットワークの整備状況 資料編2-4の2-1]

- 防災行政情報通信ネットワークの関連施設の耐震化を図る。

#### 2 市町村防災行政無線

- 防災行政無線が未整備の市町村においては、その整備に努め、整備済みの市町村においては、屋外拡声器、戸別受信機等の増設などにより、その機能強化に努める。

[市町村防災行政無線の整備状況 資料編2-4の2-2]

- 防災行政無線、その他の通信施設に係る非常用電源設備の整備等に努める。

#### 3 防災相互通信用無線の整備

- 市町村本部長は、大規模な災害が発生した場合において、消防、警察、海上保安部等の防災関係機関が協力して、災害時の活動を円滑に行うことができるよう、これらの防災関係機関相互で共通運用する無線として、防災相互通信用無線の整備に努める。

[防災相互通信用無線局一覧 資料編2-4の2-3]

#### 4 その他の通信施設の整備

- 防災関係機関は、気象予報・警報の伝達、災害情報収集等のため、防災関係機関の内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努める。
- 防災関係機関は、災害時における円滑な情報の収集及び連絡を実施するため、専用通信施設（災害優先電話を含む。）、コンピュータ等に係る非常用電源設備の整備とその燃料の備蓄及び通信手段の複線化、耐震化及び耐浪化に努める。

#### 5 災害時優先電話の指定

- 県、市町村その他の防災関係機関は、災害等によるふくそう時においても通信を確保するため、あらかじめ、通信事業者に災害時優先電話用の電話番号を申請し、承認を受ける。

[非常及び緊急扱いの承認を受けた電話番号一覧表 資料編 2-4 の 2-4]

#### 6 通信運用マニュアルの作成等

- 県、市町村その他の防災関係機関は、災害時における通信回線のふくそう及び混信、通信施設・設備の損壊に際しても、通信を確保できるよう、あらかじめ、災害応急対策に必要な通信機器の需要動向等を踏まえ、通信運用マニュアルを作成するなど、効果的な通信手段の確保・運用、通信施設等の応急復旧に必要な資機材及び要員の確保等に努める。
- 衛星携帯電話による通信を含めた複数の通信手段について定期的な訓練等の実施、防災関係機関間の衛星携帯を含む電話番号情報の共有に努める。
- 防災関係機関は、情報通信関係施設の災害に対する機能を維持するため、定期的に、点検を実施する。

## 第5節 避難対策計画

### 第1 基本方針

- 1 市町村は、火災、水害等の災害から住民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民への周知徹底を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。

### 第2 避難計画の作成

#### 1 市町村の避難計画

- 市町村は、避難場所及び避難所（以下「避難場所等」という。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。

〔市町村における避難所の指定状況 資料編2-5-1〕

ア 避難準備情報（一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に対して早めの段階で避難行動を開始することを求めるもの）、避難勧告、避難指示の基準及び伝達方法	
イ 避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口	
ウ 避難場所等への経路及び誘導方法	
エ 避難場所等の管理	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 管理責任者</li> <li>② 管理運営体制</li> <li>③ 職員の動員体制及び運営スタッフの確保</li> <li>④ 災害対策本部及び各避難場所等との連絡手段</li> <li>⑤ 食料、生活必需品等の物資の備蓄、調達方法</li> <li>⑥ 電気、ガス、水道等が損壊した場合の復旧方法</li> <li>⑦ 医療機関との連携方法</li> <li>⑧ 避難収容中の秩序維持</li> <li>⑨ 避難者に対する災害情報の伝達</li> <li>⑩ 避難者に対する応急対策の実施状況の周知徹底</li> <li>⑪ 避難者に対する各種相談業務</li> <li>⑫ 自主避難者に対する各避難所の随時開放体制</li> </ol>
オ 避難者に対する救援、救護措置	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 給水</li> <li>② 給食</li> <li>③ 空調</li> <li>④ 医療・衛生・こころのケア</li> <li>⑤ 生活必需品の支給</li> <li>⑥ その他必要な措置</li> </ol>

カ 避難行動要支援者に対する救援措置	① 情報の伝達 ② 避難の誘導及び避難の確認 ③ 避難所等における配慮 ④ 平常時からの関係機関による避難行動要支援者情報の収集・共有 ⑤ 避難支援プラン（全体計画、個別計画）の策定 ⑥ 福祉避難所として社会福祉施設等を指定・協定締結 ⑦ 避難場所から避難所への移送手段
キ 避難場所等の整備	① 収容施設 ② 給食施設 ③ 給水施設 ④ 情報伝達施設
ク 住民に対する広報	
ケ 避難訓練	

- 避難計画作成に当たっては、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者等と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者情報の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。また、避難誘導體制の整備に当たっては、木造住宅密集地域における大規模な火災の発生など、二次災害の発生も考慮する。
- 市町村は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を参考に避難準備情報、避難勧告及び避難指示の具体的な発令基準を策定し、市町村地域防災計画に明記するとともに、その内容について避難計画とあわせて住民に周知する。
- 避難計画に盛り込む避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準は、地域の特性等を踏まえつつ、気象警報等の内容に応じたものとし、その策定又は見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、当該情報等を取り扱う国及び県の機関との連携に努める。この場合において、国及び県の機関は、市町村による避難勧告等の基準の策定又は見直しを支援する。
- 避難計画の作成に当たっては、災害発生時における児童、生徒、園児の安全な避難のため、学校、幼稚園、保育所等との連絡、連携体制の構築に努める。
- 避難手段は、原則として徒歩によるものとする。ただし、避難所までの距離や避難行動要支援者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討する。
- 避難計画作成に当たっては、夜間等様々な条件を考慮するとともに、避難支援従事者（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等の者であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールや非常時の連絡手段等の安全確保策を定める。
- 避難計画の作成に当たっては、避難準備情報、避難勧告又は避難指示を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口の確認等必要な準備を整える。

## 2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画



- 学校、病院、社会福祉施設、事業所、地下街等など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図る。
- 施設の管理者は、市町村、消防機関、警察機関等と密接な連携を図るとともに、避難訓練の実施等により、避難体制の確立に万全を期する。
- 学校・幼稚園・保育所等においては、児童、生徒、園児を集団的に避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等のほか、災害発生時における児童等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定める。
- 病院においては、患者を他の医療機関等に集団的に避難させる場合に備えて、移送可能施設の把握、移送方法、入院患者に対する保健、衛生の実施方法等を定める。
- 地下街等の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成する。特に、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等に関する避難確保計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。
- 海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の者が集まる場所においては、来訪者に対する避難勧告等の周知方法、避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法等を定める。

### 3 広域一時滞在

#### (1) 市町村の役割

- 市町村は、災害が発生し、自らの区域内で、避難者の生命、身体を保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、避難者の県内の他市町村への一時的な滞在（以下「県内広域一時滞在」という。）又は他の都道府県への一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）が円滑に実施できるよう、県内の他の市町村その他の関係団体との応援協定の締結や具体的な手続き、移動手段の確保等を定めたマニュアル等の整備に努める。
- 市町村は、県内広域一時滞在の受入れ又は他の都道府県の避難者の一時的な滞在（以下「他都道府県広域一時滞在」という。）の受入れを想定し、受け入れるべき施設をあらかじめ定めるなど、具体的な受入方法等を定めたマニュアル等の整備に努める。

#### (2) 県の役割

- 県は、県内広域一時滞在及び県外広域一時滞在並びに他都道府県広域一時滞在の受入れが円滑に実施できるよう、連絡・調整窓口の明確化を図るとともに、他の都道府県の協議窓口や県内の受入れ可能な施設をあらかじめ把握するなど、具体的な手続き等を定めたマニュアル等を整備する。

[県本部の担当]

部	課等	出先機関	担当業務
総務部	総合防災室	広域振興局 経営企画部等	1 他都道府県の協議窓口の把握 2 県内の受入可能な避難所の事前把握
政策地域部	地域振興室	広域振興局	県内広域一時滞在等に係る輸送体制の

		経営企画部等	連絡・調整等
保健福祉部	保健福祉企画室	広域振興局 保健福祉環境部等	県内広域一時滞在等に係る連絡・調整等

### 第3 避難場所等の整備等

#### 1 避難場所等の整備

- 市町村は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定するとともにその整備に努める。

この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、避難場所等の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。

避難場所	<p>ア 火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地であること。</p> <p>イ 崖崩れ、津波、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。</p> <p>ウ 避難者が安全に到達できる避難路と連結されている場所であること。</p> <p>エ 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2平方メートル以上とし、対象避難地区すべての住民（昼間人口を考慮する）を収容できるような場所であること。</p> <p>オ 避難する際に、できるだけ主要道路、鉄道、河川等を横断しなくてすむ場所であること。</p> <p>カ 水害に対する緊急避難場所は、小河川、沢、堰等を渡らない場所で、かつ、滞水により孤立するおそれのない場所であること。</p>
避難所	<p>ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。</p> <p>イ 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</p> <p>ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。</p> <p>エ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。</p> <p>オ 給水、給食施設を有し、又は容易に給水、給食を確保できるものであること。</p> <p>カ 暖房施設・器具を有し、又は容易に暖房器具を確保できるものであること。</p> <p>キ 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されているもの</p> <p>ク 避難生活の長期化に配慮し、公的住宅、民間アパートなどの確保も考慮すること。</p>

- 市町村は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。
- 市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。

#### 2 避難道路の整備等

- 市町村は、次の事項に留意し、地域の実情に応じ、地区ごとに避難道路を選定するとともに整備に努める。

- ア 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。
- イ 通行不能となった場合の代替経路の確保が可能な道路であること。
- ウ 津波、浸水等の危険のない道路であること。
- エ 避難路は、原則として相互に交差しないこと。
- オ 避難道路の選定に当たっては、避難経路を確保するため、必要に応じ交通規制の実施者と協議のうえで、交通規制計画を定めること。

### 3 避難場所等の環境整備

- 市町村は、次の事項に留意し、平時から避難場所等の環境整備を図る。

- ア 住民に各種情報を確実に伝達できるような双方向の通信機材の配備
- イ 非常用電源の配備とその燃料の備蓄
- ウ 避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、照明設備等の設置
- エ 避難場所等での給水活動を行うためのポンプ、浄水器等必要な資機材の整備
- オ 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備
- カ 毛布及び暖房器具、暖房施設等の整備
- キ 高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した環境の整備
- ク プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した環境の整備
- ケ 避難の長期化に応じた入浴及び洗濯等の環境の整備

### 第4 避難所の運営体制等の整備

- 市町村は、避難所を円滑に設置し、及び運営するため、あらかじめ避難所の設置及び運営に係るマニュアル等を作成するとともに、その内容について住民への普及啓発に努める。
- 県は、避難所の設置及び運営に係るマニュアルモデルの作成等により、市町村のマニュアル等の作成を支援する。

### 第5 避難行動要支援者名簿

- 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。
- 市町村は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新する。
- 市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を適切に行うため、市町村地域防災計画において概ね次の事項を定める。
  - ア 避難支援等関係者となる者
  - イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
  - ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
  - エ 名簿の更新に関する事項
  - オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために講ずる措置
  - カ 避難行動要支援者が適切に避難を行うための避難勧告等の際における情報伝達上の配慮
  - キ 避難支援等関係者の安全確保
- 市町村は、市町村地域防災計画に定める避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意

を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。この場合において、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

## 第6 避難に関する広報

- 県及び市町村は、住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時から、避難場所、避難経路、危険箇所及び過去の浸水区域等を示した防災マップ、広報誌、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施など、あらゆる機会を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。

避難場所等に関する事項	ア 避難場所等の名称及び所在地並びに避難所と避難場所の別 イ 避難場所等への経路
避難行動に関する事項	ア 平常時における避難の心得 イ 避難勧告等の伝達方法 ウ 避難の方法 エ 避難後の心得
災害に関する事項	ア 災害に関する基礎知識 イ 過去の災害の状況

## 第7 避難訓練の実施

- 市町村は、災害時に住民が的確な避難行動をとることができるよう意識高揚を図り、避難経路や避難場所を住民自らが実際に確認し、又は避難所の運営訓練を実施することを督励するとともに、防災訓練の一環として、又は単独で、避難訓練を実施する。
- 訓練の実施に当たっては、居住者及び滞在者を含めた避難対象地区のすべての住民が参加するよう配慮する。

## 第5節の2 災害医療体制整備計画

### 第1 基本方針

- 1 災害発生直後から災害中長期にわたり、災害や被災地の状況に応じた適切な医療救護を行うための体制をあらかじめ構築する。
- 2 ライフラインの機能停止、医療施設自体の被災による機能低下等に対応するため、災害拠点病院等を整備することにより、後方医療体制の確保を図る。

### 第2 災害拠点病院

#### 1 災害拠点病院の指定

- 県は、災害による水道、電気、ガス等のライフラインの機能停止、医療施設の被災による機能低下等に対応するため、後方医療機関の中核として、災害時における地域医療の拠点となる災害拠点病院をあらかじめ指定する。
- 県は、災害拠点病院に必要な施設、設備等の整備に努める。

#### (1) 機能

- ① 救命医療を行うための高度診療機能
- ② 被災地からの重症傷病者の受入れ機能
- ③ 傷病者の広域搬送への対応機能
- ④ 岩手DMAT及び医療救護班の派遣機能
- ⑤ 災害医療の研修機能（基幹災害拠点病院のみ）

#### (2) 必要な施設・設備等の整備基準

- 災害拠点病院としての機能を確保するため、次の施設、設備について、計画的に整備を図る。

	施 設	設 備
医療	ア 病棟（病室、ICU等）、診療棟（診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人口透析室等） イ 多発患者に対応可能なスペース ウ 診療に必要な施設が耐震構造 エ 簡易ベッド等の備蓄スペース オ 電気、水等のライフラインの維持機能 カ 災害医療のための研修室（基幹災害拠点病院のみ）	ア 衛星電話（衛星回線インターネット） イ 広域災害・救急医療情報システムへ入力できる体制 ウ 多発外傷、挫滅症候群等災害時の救命医療に必要な診療設備 エ 患者多数発生時用の簡易ベッド オ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資機材、医薬品、テント、発電機、飲料水等
搬送	ヘリポート（敷地内。困難な場合は近接地に確保。）	岩手DMAT及び医療救護班の派遣に必要な緊急車両

基幹災害拠点病院及び地域災害拠点の指定状況

区 分		病院名
基幹災害拠点病院		盛岡赤十字病院、岩手医科大学附属病院※
地 域 災 害 拠 点 病 院	盛岡保健医療圏	県立中央病院
	岩手中部保健医療圏	県立中部病院
	胆江保健医療圏	県立胆沢病院
	両磐保健医療圏	県立磐井病院
	気仙保健医療圏	県立大船渡病院
	釜石保健医療圏	県立釜石病院
	宮古保健医療圏	県立宮古病院
	久慈保健医療圏	県立久慈病院
	二戸保健医療圏	県立二戸病院

注) ※は、主として研修機能を担うものとする。

2 医療機関の防災能力の向上

- 医療機関は、水道、電気、ガス等のライフラインの機能が停止した場合の対策並びに医療スタッフ及び医薬品等の確保対策について、相互に支援を行う体制を整備するなど、防災能力の強化を図る。
- 医療機関は、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入方法、医療救護班の派遣方法等に関するマニュアルの作成に努める。

第3 岩手DMATの体制強化

- 県及び災害拠点病院は、県内の災害派遣医療チーム（以下、本節中「岩手DMAT」という。）の技能維持や防災関係機関との連携強化のため、防災訓練や研修会等の参加を促進する。
- 県は、岩手DMATの派遣・活動調整、活動支援等が効果的に行えるよう、災害時におけるDMATの活動調整機能を強化する。

第4 医薬品及び医療費機材の供給体制の整備

- 県は、関係団体との協定等の締結により、被災地の医療機関における医薬品、医療用資機材等の供給体制を整備するとともに、地域内の医療施設が被災した場合に備え、岩手DMAT及び医療救護班が使用する医薬品、衛生材料及び医療資機材（以下、本節中「医薬品等」という。）について、市町村と相互に供給を行う体制を整備する。

第5 広域災害・救急医療情報システムの整備

- 県は、災害時に医療設備の診療状況等を迅速に把握するため、岩手県広域災害・救急医療情報システムによる情報収集及び連絡体制の整備に努める。
- 医療機関は、衛星電話の整備、岩手県広域災害・救急医療情報システム及びEMISへの入力訓練を行う等、入力できる環境を整える。

## 第6 災害中長期への備え

- 県は、大規模災害等、医療支援活動が長期に及ぶ場合に備え、医療支援団体の活動調整、活動支援等を行うための災害医療コーディネート体制を構築する。
- 県及び市町村は、保健師、看護師、薬剤師、歯科衛生士等医療従事者に対し、災害時における被災者の健康管理や衛生指導に関する研修等を実施し、人材育成を図る。

## 第6節 要配慮者の安全確保計画

### 第1 基本方針

1 県は、市町村その他の防災関係機関、要配慮者関係団体、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保を図るため、災害時の情報収集・伝達及び避難誘導等の体制づくりを支援する。

特に、市町村に対しては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にした避難行動要支援者の情報の収集及び防災関係機関への提供のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況等を確認する。

2 市町村は、避難勧告等の判断・伝達マニュアル及び避難行動要支援者避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県等の防災関係機関、介護保険事業者、在宅医療提供者、社会福祉施設設置者等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。

### 第2 実施要領

#### 1 避難行動要支援者の実態把握

- 市町村は、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を整備の上、電子データ、ファイル等で管理、関係機関と共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、避難支援プランを策定する。
- 県は、避難支援プラン及び避難行動要支援者情報を掲載した地域福祉マップづくりの取組を支援する。
- 国、県及び市町村は、避難行動要支援者情報の収集・共有や避難支援プランの策定について、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者の理解を深める取組を進める。

#### 2 災害情報等の伝達体制の整備

- 避難行動要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市町村は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した避難準備（避難行動要支援者避難）情報を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。
- 市町村は、情報伝達のため、消防団や自主防災組織等への情報伝達責任者（班）を明確にする。
- 消防団、自主防災組織等は、情報伝達網の複数ルート化等に配慮するとともに、福祉・医療関係者と連携し、避難支援プラン等を基に情報伝達を実施する。
- 市町村は、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、在宅医療提供者、障がい者・難病患者団体等の福祉・医療関係者との連携を深め、発災時には、これらが構築しているネットワークを情報伝達に活用



する。

### 3 避難誘導

- 市町村は、警察署、消防署、消防団、自主防災組織等と協力し、避難行動要支援者を優先した避難誘導體制の整備を図る。

### 4 避難生活

- 市町村は、関係機関と連携し、避難所における要配慮者の支援窓口の設置、保健師等による健康相談、岩手県災害派遣福祉チームの受入れなど、福祉関係職員等による生活支援体制を整えるとともに、避難行動要支援者の避難支援のための連絡会議を開催するなど、各支援者と緊密な連携が図れるよう支援体制の構築を図る。
- 避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、障がい者（オストメイトを含む。）用トイレ及びスロープ等の段差解消設備の速やかな仮設、福祉施設職員等による応援体制の構築などに努める。
- 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、県内や近隣県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。
- 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対する災害時に派遣可能な職員数の登録の要請や、関係団体と災害時職員派遣協力協定の締結等により、岩手県災害派遣福祉チームの設置を含めて、災害時における介護職員等の派遣体制の整備に努める。

### 5 社会福祉施設等の安全確保対策

- 社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等に努める。  
特に、スロープ等の段差解消設備等を設置し、施設内部や周辺のバリアフリー化に努めるとともに、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資についても配備するよう努める。
- 社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、平常時から基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。  
また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立し、避難支援計画を策定する。

### 6 要配慮者に配慮した防災訓練等の実施について

- 県及び市町村は、地域において要配慮者を支援する体制を確認するなど、要配慮者に十分配慮しながら防災訓練等の実施に努める。

### 7 外国人の安全確保対策について

#### (1) 防災教育、防災訓練の実施

- 防災関係機関は、県、市町村及び国際理解関係団体等の協力を得て、外国人に対する防災知識の普及に努める。  
また、県及び市町村は、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

なお、市町村は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習の開催を働きかけるように努める。

**(2) 避難計画**

- 市町村は、第2章第5節第1に定める避難計画の作成に当たっては、情報の伝達が困難な外国人への情報伝達手段の確保、避難支援体制の整備を行い、避難誘導が迅速に行われるよう配慮する。

また、避難所においても、情報伝達手段の確保等、外国人に配慮した環境の整備を行う。

**(3) 情報伝達及び案内標示板等の整備**

- 市町村は、災害時において外国人が迅速かつ的確に避難することができるよう、多言語等による避難勧告等の伝達手段を確保するとともに、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

**(4) 情報の提供**

- 県及び市町村は、インターネット等を活用した多言語による災害情報の提供に努める。

**(5) ボランティアの育成等**

- 県及び市町村は、国際理解関係団体等の協力を得て、災害時において通訳等を行う多言語ボランティアの養成、登録、研修を行う。

**(6) 生活相談**

- 県及び市町村は、国際理解関係団体等及び多言語ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を整備する。

## 第6節の2 食料・生活必需品等の備蓄計画

## 第1 基本方針

県及び市町村は、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の備蓄を行うとともに、県民及び事業所における物資の備蓄を促進する。

## 第2 県及び市町村の役割

## 1 県の役割

- 市町村が飲料水、食料、毛布、簡易トイレ等避難生活に必要な物資（以下この節において「物資」という。）の供給又は調達が困難な場合に備え、県内の各地域に物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行う。
- 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。
- 物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、他の都道府県及び関係団体の物資調達に係る体制を整備する。
- 災害時において、燃料が供給できるよう、岩手県石油商業協同組合その他の業界団体等に対し、常時一定量の燃料を確保するよう要請する。

## 2 市町村の役割

- 物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定める場合にあつては、高齢者、障がい者、難病患者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に配慮する。
- 備蓄計画に基づき物資の備蓄を行い、定期的に点検及び更新を行う。
- 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。
- 備蓄は、指定避難所等に分散して、災害時に避難者が取り出して使用できるようにする。
- 物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等により、他の市町村及び関係団体からの物資調達に係る体制を整備する。

## 第3 県民及び事業所の役割

## 1 県民の役割

- 各家庭において、家族の3日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。

## 家庭における備蓄品の例

飲料水、食料、ラジオ、懐中電灯・ローソク、電池、医薬品、携帯トイレ、カセットコンロ、石油ストーブ等

## 2 事業所の役割

- 事業所は、災害時において必要な資機材、燃料等及び従業員のための物資を備蓄又は確保をし、定期的に点検及び更新に努める。

## 第7節 孤立化対策計画

### 第1 基本方針

- 1 県は、関係機関と連携を図りながら、災害時における孤立化対策を総合的に推進する。
- 2 市町村は、道路状況や通信手段の確保の状況等から孤立化が想定される地域をあらかじめカルテ化し、最新の状況を随時把握するなど、予防対策に努める。

### 第2 災害時孤立化想定地域の状況

平成20年岩手・宮城内陸地震への対応等を踏まえ、各市町村において孤立化するおそれのある地域の状況などを把握したところ、現状は次のとおりである。

- 1 孤立化のおそれがある地域は27市町村で331地域となっており、その孤立化の発生原因としては、「集落に通じるアクセス道路のすべてが損傷、道路への土砂堆積のおそれがある場合」及び「集落へのアクセス道路が1本しかない場合」が多くを占めている。
- 2 孤立化想定地域内の状況は次のとおりである。
  - (1) 固定電話以外の通信手段がない、若しくは1種類の通信手段のみの集落が少なくない。
  - (2) 救助・救出のためのヘリコプターの離着陸可能な場所がない集落が多い。
  - (3) 集落内に指定避難所又は避難可能な場所がない集落が多い。
  - (4) 自主防災組織への参加が低い状況にある。

[県内の災害時孤立化想定地域 資料編2-7-1]

### 第3 孤立化想定地域への対策の推進

#### 1 通信手段の確保

- (1) 市町村は、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、市町村防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方の習熟を図る。
- (2) 県は、防災ヘリコプター等による空中偵察に対し住民側から送る合図を定め、市町村はその方法をあらかじめ周知する。

[県統一合図]

- |                             |
|-----------------------------|
| ア 赤旗（負傷者等があり、早急な救助を求める場合）   |
| イ 黄旗（負傷者等はいないが、救援物資等を求める場合） |
| ウ 白旗（異常なし又は存在を知らせる場合）       |

- (3) 市町村は、孤立化のおそれがある場合に、地域の代表者に積極的に電話をするなど、住民の安否確認を行う体制・連絡網を整備するように努める。

#### 2 避難先の検討

市町村は、集落内に指定避難所や避難ができる場所がない場合には、災害時に集合する集落内の安全な場所や家をあらかじめ定めるなど、安否確認を行うように努める。

### 3 救出方法の確認

市町村は、孤立可能性のある地域においてヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所又はヘリコプターにより上空から救助ができる場所（以下「飛行場外離着陸場等」という。）の確保に努める。

また、地域内に飛行場外離着陸場等が確保できない場合は、隣接する地域等において飛行場外離着陸場等の確保に努める。

### 4 備蓄の奨励

市町村は、孤立化のおそれがある地域においては、孤立しても住民が支え助け合うことができるよう、備蓄を推進する。

また、備蓄にあたっては、水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の、集落単位での備蓄が望ましいが、まずは、各家庭において3日分程度の水、食料の備蓄の奨励に努める。

### 5 防災体制の強化

県及び市町村は、住民自らが、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう、自主防災組織の育成強化に努める。

## 第8節 防災施設等整備計画

### 第1 基本方針

災害時において、迅速かつ確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、災害時における応急活動体制の整備を推進する。

### 第2 防災施設等の機能強化

- 県は、防災施設等の整備を進め、次に掲げる機能の強化を図る。
  - ア 災害応急対策活動における中枢機能
  - イ 県庁舎等の被災時におけるサブ機能
  - ウ 防災ヘリコプター等による、災害応急活動を支援するための防災ヘリポート機能
  - エ 県民に対する防災知識の普及、教育及び訓練機能
  - オ 人員、物資等の輸送、集積機能
  - カ 災害対策用資機材の備蓄機能
  - キ 自家用発電装置、太陽光発電その他の再生可能エネルギー利用設備等による非常時電力供給機能
  - ク 被災住民の避難・収容機能
  - ケ 警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点機能

[飛行場及び飛行場外離着陸場（ヘリポート）一覧（県調査） 資料編3-6-4]

### 第3 公共施設等の整備

- 県及び市町村は、避難路、避難地（都市部における公園、緑地、道路などの住民の退避地を含む。）等を整備するとともに、避難所となる学校等の公共施設の不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める。
- 防災関係機関は、災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、多数を収容する重要施設等についての不燃化及び非常用電源設備の整備等に努める。

### 第4 消防施設の整備

- 市町村は、地域の実情に即した消防車両、消防無線、消防水利、その他の消防施設、設備を整備拡充し、常時点検整備を行う。

### 第5 防災資機材等の整備

- 県は、広域的又は大規模な災害において、市町村等が行う災害応急対策活動を支援するため、次の

資機材を整備し、定期的に点検整備を行い、必要な補充を行う。

- (1) 水防用資機材 [資料編 2-8-3、2-8-4]
- (2) 空中消火用資機材 [資料編 2-8-5]
- (3) 林野火災消火用資機材 [資料編 2-8-6]
- (4) 放射性物質災害用資機材 [資料編 2-8-7]

- 県は、広域的又は大規模な災害における災害対策本部又は現地災害対策本部の機能を果たすために必要な資機材を整備する。

## 第9節 建築物等安全確保計画

### 第1 基本方針

- 1 都市災害を防止し、被害を最小限に食い止めるため、建築物の不燃化の促進、防災空間の確保、市街地の再開発等を推進することにより、都市の防災化を図る。
- 2 文化的遺産であり、歴史上・学術上又は芸術上価値の高い文化財を災害から守り、後世に伝えるために、文化財保護思想の普及徹底を図るとともに、防災施設の整備等を計画的に進める。

### 第2 建築物の不燃化の促進

#### 1 防火地域、準防火地域の指定

- 市街地の建築物の状況等を考慮し、防火地域等の見直しを行い、地域指定を促進する。  
〔防火地域、準防火地域指定状況 資料編2-9-1〕

#### 2 公営住宅の不燃化促進

- 公営住宅、改良住宅等の公的住宅の不燃化を促進し、住宅団地の防災強化を図る。
- 周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地造りを推進する。  
〔住宅地区改良事業等、改良住宅等建設戸数 資料編2-9-2〕

#### 3 民間住宅の不燃化促進

- 市街地における住宅の不燃化等、防災面での行政指導を強化し、民間住宅の不燃化を積極的に促進する。

### 第3 防災空間の確保

#### 1 緑の基本計画

- 都市における良好な生活環境の形成と都市防災に資する効果を考慮し、都市公園の整備や緑地保全地域の決定等総合的な施策を体系的に位置付けるため、緑の基本計画を策定し、緑地の配置計画に従って、都市公園及び緑地を整備する。

#### 2 都市公園の整備

- 都市における大規模火災等に対する延焼防止や避難場所、防災拠点などの防災的機能を発揮する空間を確保するため、都市公園の整備を推進する。  
〔都市公園の整備状況及び整備計画 資料編2-9-3〕

### 第4 市街地再開発事業等による都市整備

#### 1 市街地再開発事業



- 市街地内の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るべき地域においては、防災機能を一層充実させるため、市街地再開発事業を推進する

〔市街地再開発事業の状況 資料編2-9-4〕

## 2 密集住宅市街地整備促進事業等

- 老朽住宅が密集する地区において、老朽住宅を建て替えることにより、耐火性、耐震性の向上を図るとともに、道路、公園等の公共施設を整備するため、市町村及び地区住民と協調のもとに、密集住宅市街地整備促進事業等を推進する。

## 3 がけ地近接等危険住宅移転事業

- がけ崩れ等による災害の発生のおそれがある地区において、市町村及び関係住民と協力して、がけ地近接等危険災害住宅移転事業を推進する。

〔がけ地近接等危険住宅移転事業の状況 資料編2-9-5〕

## 4 土地区画整理事業

- 市街地内の公共施設の整備とともに宅地の利用増進を図るべき地域においては、道路、公園、緑地を確保し、防災機能の充実を図るため、土地区画整理事業を推進する。

〔土地区画整理事業の状況 資料編2-9-6〕

## 第5 建築物の安全確保

- 建築物に係る防災意識の高揚を図るため、日常業務における防災指導を実施するほか、毎年、上期と下期に、建築物防災週間を設け、各種防災啓発活動を実施するとともに、建築物防災相談所を設置し、県民に対する情報提供を行う。

〔建築物防災週間防災査察実施状況 資料編2-9-7〕

- 地震、台風、豪雪、火災等に対する建築物の構造及び防火上の安全を確保するため、関係者に対する指導を行う。
- 防水扉及び防水板の整備など建物や地下街等を浸水被害から守るため、関係者に対する指導を行う。また、地下街等の管理者は、浸水被害を防止するため土のう等の水防資材の備蓄等の対策を講じるよう努める。
- 学校、病院、庁舎等の主要建築物については、大規模災害発生時における避難及び救助活動の拠点建築物として位置付け、その機能を確保するよう指導する。

## 第6 宅地の安全確保

- 宅地造成に伴う災害及び洪水、高潮、出水等による災害の防止を図るため、宅地造成等規制区域及び災害危険区域の適切な指定を行い、安全確保の指導に努める。

〔災害危険区域の指定箇所 資料編2-9-8〕

〔宅地造成等規制区域の範囲 資料編2-9-9〕

## 第7 防火対策の推進

- 消防法に定める防火対象物の防火管理体制の強化を図るため、防火管理者の選任、消防計画の作成、消火・通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び維持管理など、防火管理業務の充実を図るよう指導する。

[指定防火対象物の現況 資料編 2-9-10]

- 消防法に定める既存特定防火対象物の火災から人命の安全確保を図るため、現行基準に基づく消防用施設等の設置及びその適正な維持管理を指導する。
- 事業場、住家、その他の防火対象物から火災の発生と被害の軽減を図るため、防火査察の強化並びに一般住民に対する防火思想及び防災知識の普及活動を推進し、火災予防の徹底を期するよう積極的に指導する。

## 第8 文化財の災害予防対策

### 1 文化財保護思想の普及

- 文化財に対する防火思想及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間（11月1日～7日）、文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じ、県民の防火・防災意識の高揚を図る。

### 2 防災施設等の整備

- 文化財の所有者又は管理者は、災害から文化財を守るため、必要な防災施設等の整備を図るとともに、定期的な保守点検を実施する。

建造物	○ 指定建造物は木造が多く、火災等の災害から守ることは、文化財保護事業の中でも重要な課題であり、立地条件に応じて、自動火災報知設備、避雷針、ドレンチャー、貯水池、消火栓消防道路等の設置を進める。
美術工芸品、 考古資料、 有形民俗文化財	○ 国指定文化財については、収蔵施設の設置が進んでいるが、さらに、自動火災報知設備、貯水池、消火栓、消火器、消防道路等の設備拡充を進める。 ○ 県指定文化財については、搬出不可能な文化財や文化財群に対して、耐火耐震構造の収蔵庫の設置を進めるとともに、搬出が容易な文化財も含めて、自動火災報知設備、給水設備等を整備する。
史跡、名勝、 天然記念物	○ 埋蔵文化財については、出土遺物の収蔵施設を整備するなど保存の措置を進める。 ○ 史跡、名勝、天然記念物の性質等に応じ、所在地域の予防計画と併せて、災害予防措置を講じる。

### 3 文化財防災組織の編成、訓練等

- 文化財の所有者又は管理者は、防災に関する責任体制を確立し、常に防災診断を行うとともに、所有者、管理者、檀家、地域住民等による自衛消防隊等の防災組織を編成し、防災活動に必要な訓練を行う。
- 災害時における文化財の搬出に万全を期するため、災害の種別、規模等を想定し、文化財ごとに、搬出計画をたてる。

- ア 文化財の性質、保全の知識を有する搬出責任者を定める。
- イ 文化財の避難場所を定める。
- ウ 搬出用具を準備する。

## 第10節 交通施設安全確保計画

### 第1 基本方針

災害による道路施設、鉄道施設、港湾施設、漁港施設及び空港施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設、災害対策用資機材の整備等を図る。

### 第2 道路施設

#### 1 道路の整備

- 災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所の整備を進める。
  - ア 道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路法面、盛土欠落危険調査を実施する。
  - イ 上記調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。

[道路施設の現況 資料編 2-10-1]

#### 2 トンネルの整備

- 災害時におけるトンネルの交通機能を確保するため、所管トンネルについて、安全点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所の整備を進める。
  - ア トンネルの耐震点検調査を実施し、補強対策工事の必要箇所を指定する。
  - イ 上記調査に基づき、補強対策工事が必要と指定された箇所について、トンネルの補強工事を実施する。

[隧道一覧表 資料編 2-10-2]

#### 3 障害物除去用資機材の整備

- 事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急交通路としての機能を確保するため、レッカー車、クレーン車、工作車等の障害物除去用資機材の分散配備、増強に努める。

[障害物除去機械一覧表 資料編 2-10-3]

### 第3 鉄道施設

#### 1 鉄道施設の整備

- 橋梁、木工造物等の線路建造物及び電気、建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進する。

#### 2 防災業務施設・設備の整備

- 気象予報・警報の伝達、情報の収集、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連

絡設備、警報装置等を整備する。

- 大規模な災害が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話、可搬型衛星通信装置など無線系通信設備を配備するなど、通信施設の整備充実を図る。

### 3 復旧体制の整備

- 発災後の早期復旧を期するため、次の体制を整備する。
  - ア 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
  - イ 復旧用資機材の配置及び整備
  - ウ 列車及び旅客等の取扱い方の事前広報
  - エ 消防及び救護体制

## 第4 港湾施設、漁港施設

- 輸送拠点としての機能強化を図るため、港湾緑地など多目的に利用可能なオープンスペース、耐震強化岸壁、臨港道路等を備えた防災拠点の整備を図る。

〔港湾における耐震強化岸壁整備計画 資料編 2-10-4〕

〔漁港における耐震強化岸壁整備計画 資料編 2-10-5〕

## 第5 空港施設

- 「飛行場における消火救難体制の整備基準」（平成17年9月7日付空管第84号）により、花巻空港内における消防力を整備する。
- 離着陸に必要な空港施設及び航空保安施設を常に良好な状態に維持するとともに、定期的に消火救難訓練を実施し、緊急事態の発生に備え、万全を期する。
- 震災による事故等が発生した場合における迅速、適切な対応を図るため、空港内事業所、花巻市消防本部、花巻市医師会等との連携を強化する。

〔花巻空港消火救難活動に関する協定 資料編 2-10-6〕

〔花巻空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定 資料編 2-10-7〕

〔花巻空港医療救護活動に関する協定書 資料編 2-10-8〕

〔花巻空港医療救護活動に関する協定書細目 資料編 2-10-9〕

- 航空機火災等に対処するため、消防車両を配備する。

〔花巻空港消防車両一覧 資料編 2-10-10〕

- 冬季の積雪時における航空機の安全な運航を確保するため、除雪車両等を常備する。

〔花巻空港除雪車両等一覧 資料編 2-10-11〕

## 第11節 ライフライン施設等安全確保計画

### 第1 基本方針

災害による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設・設備、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

### 第2 電力施設

- 電気事業者は、災害による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、災害に応じた設備、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

#### 1 施設の整備

##### (1) 水害対策

発電設備		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去の災害及び被害の状況、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。</li> <li>○ 特に、洪水に対する被害防止に重点を置き、次の箇所の点検、整備を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア ダム、取水口の諸設備、調整池及び貯水池の上・下流護岸</li> <li>イ 導水路と溪流との交地点及びその周辺地形との関係</li> <li>ウ 護岸、水制工、山留壁、水位計</li> </ul> </li> </ul>
送電設備	架空電線路	○ 土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所のルート変更、擁壁強化等を実施する。
	地中電線路	○ ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。
変電設備		○ 浸冠水のおそれのある箇所は、建物床面や屋外機器のかさ上げ、出入口の角落し対策等を行う。

##### (2) 風害対策

各設備共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮する。</li> <li>○ 既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。</li> </ul>
-------	--

##### (3) 雪害対策

水力発電・変電設備	○ 雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、機器架台のかさ上げ、融雪装置（ヒーター）の取付け、設備の隠蔽化等を実施する。
送電設備	○ 鉄塔にオフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置の耐張型化又は

	必要な箇所の電線に難着雪化を行う。 ○ 降雪期前に、樹木の伐採を行うとともに、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。
配電設備	○ 配電線の太線化、縁まわし線の支持がいしの増加、耐雪支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等を行う。 ○ 降雪期前に、樹木の伐採を行う。

(4) 雷害対策

送電設備	○ 架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減を行う。 ○ 電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。 ○ 気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。
変電設備	○ 避雷器、気中放電キャップを設置するとともに、架空地線によるしゃへいを行う。 ○ 重要系統の保護継電装置を強化する。
配電設備	○ 襲雷頻度の高い地域においては、避雷器及び架空地線を取付け、対処する。

2 電気工作物の予防点検等

- 電気工作物を、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害の発生のおそれがある場合は、特別の巡視）を行う。
- 自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。
- 一般公衆に対し、電気安全東北委員会岩手電気協議会等と協力して、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性についてのPRに努める。

3 災害対策用資機材の確保等

- 各設備ごとの必要最小限の資機材の種類、数量を定め、次の事項に重点を置き、その整備を進める。
  - ア 所要資機材計画
  - イ 輸送計画（車両、舟艇、ヘリコプター等）
  - ウ 保管施設の整備
  - エ 資機材及び輸送の調達
  - オ 資機材輸送の調査確認

4 ヘリコプターの活用

- 災害が発生した場合に備え、航空会社との出動協力及び連絡体制について整備する。
- 災害時においては、最寄りの技術センターが、ヘリコプターの基地（常設1箇所、臨時3箇所）の整備状況を点検するとともに、除雪その他着陸準備を早急に完了して、その旨を災害対策本部

に報告する。

### 第3 ガス施設

- ガス事業者は、災害によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱方法等の周知徹底を図る。

#### 1 施設の整備

##### (1) 都市ガス施設

製造施設	○ 二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
供給施設	○ 「ガス工作物の技術上の基準」等に基づき、設計する。 ○ ガスホルダー及びガス導管は、安全装置、遮断装置、離隔距離等を考慮して設置する。 ○ ガス導管材料は、高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料、継手、構造等を採用する。 ○ 二次災害を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、導管網のブロック化、工場等における放散塔による中圧導管の緊急減圧措置を行う。
安全器具	○ 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。

##### (2) LPガス施設

製造施設 及び貯蔵所	○ 二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
容器置場	○ 火気との距離を確保するとともに、雪害等を考慮して設定する。
容器	○ 容器の転落、転倒を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。
安全器具	○ 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。 ○ 容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を進める。 ○ ガス放出防止器等の設置に当たっては、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行うよう配慮する。

#### 2 災害対策用資機材の確保等

- 災害時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保体制を整備する。

#### 3 防災広報活動

- 災害時における二次災害の防止等を図るため、平常時から、需要家に対し、次の事項についての周知徹底を図る。

ア ガス栓の閉止等、地震が発生した場合においてガス器具に対してとるべき措置

イ ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置



## 第4 上下水道施設

### 1 上水道施設

- 水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、災害による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設、資機材の整備等を図る。

#### (1) 施設の整備

- 浄水施設等は、被災時の停電を考慮して、必要最小限の自家発電設備の整備を図る。
- 配水管は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。
- 既設管は、漏水防止作業を実施し、破損及び老朽管を発見して、敷設替え等の改良を行う。

#### (2) 給水体制の整備

- 市町村及び水道事業者等は、災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水（一人当たり1日3リットル以上）の供給を確保できるよう、ろ過器の配備、給水タンク車の増強、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強を図る。

### 2 下水道施設

- 下水道施設の管理者は、災害による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の整備等を図る。

下水管渠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たな下水管渠の敷設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図るとともに、管路の複数ルート化に努め、流下機能を確保する。</li> <li>○ マンホール蓋の点検を行い、飛散、摩耗等の危険な箇所の補修、交換を行う。</li> <li>○ 下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。</li> </ul>
ポンプ場、 終末処理場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ポンプ場、終末処理場は、非常用発電設備を整備する。なお、津波が想定される地域に存する場合は2階以上の高層階へ設置する。</li> <li>○ 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。なお、津波が想定される地域に建設する場合は耐津波性能を有するように配慮する。</li> <li>○ 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。なお、津波が想定される地域に存する場合は耐津波性能に応じた防護レベルでの対応策を講じる。</li> </ul>

〔下水道施設の現況及び整備計画 資料編 2-11-1〕

## 第5 通信施設

### 1 電気通信設備

- 電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図る。

#### (1) 設備の整備

- 電気通信設備及びその附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

ア 豪雨、洪水、高潮、津波等のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐水構造化を行う。

イ 暴風又は豪雪のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐風又は耐雪構造化を行う。

ウ 地震又は火災に備え、主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を行う。

- 災害が発生した場合における通信の確保を図るため、次により、通信網の整備を行う。

ア 主要な伝送路を、多ルート構成又はループ構成とする。

イ 主要な中継交換機を、分散配置する。

ウ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。

エ 重要加入者については、当該加入者との協議により、2ルート化を推進する。

#### (2) 重要通信の確保

- 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。
- 常時、そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。
- 災害時には、設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行い、電気通信のそ通を図る。

#### (3) 災害対策用機器及び車両の配備

- 保管場所及び数量を指定して、次に掲げる機器、機材、車両等を配備する。

ア 孤立防止用衛星通信方式（ku-1ch）

オ 移動電源車及び可搬型発電機

イ 可搬型衛星地球局

カ 応急ケーブル

ウ 可搬型無線機

キ 電気通信設備等の防災用機材（消火器、土のう等）

エ 移動基地局及び臨時基地局

#### (4) 災害対策用資機材の確保等

- 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から、災害対策用資機材、器具等の確保に努める。
- 災害対策用資機材の設置場所について、市町村と協議し、あらかじめ定めておくよう努める。

#### (5) 電気通信設備の点検調査

- 電気通信設備を、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気通信設備の巡視点検（災害の発生のおそれがある場合は、特別の巡視）を行い、不具合の早期発見とその改修に努める。

### 2 放送施設

- 放送局は、災害時における放送の送出及び受信を確保するため、放送施設・設備の整備拡充を図るとともに、災害応急・復旧対策に必要な資機材の整備を図る。

#### (1) 設備の整備

- 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の防火防災対策を実施する。

- 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備を設ける。
- 防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。
- 建物、構築物、放送設備等の防災性について、定期的に自主点検を実施する。

**(2) 放送継続体制の整備**

- 災害により、放送機、中継回線、演奏所等に障害が発生し、平常時の運用が困難になった場合に備え、他の放送系統による臨機の番組変更、常置以外の必要機器の仮設等、放送を継続できる体制の整備を図る。

**(3) 防災資機材の整備**

- 災害応急対策・復旧対策に必要な資機材の整備、備蓄を図る。

## 第12節 危険物施設等安全確保計画

### 第1 基本方針

危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

### 第2 石油类等危険物

#### 1 保安教育の実施

- 県は、法令の定めるところにより、危険物取扱者の保安講習を実施する。
- 危険物施設の所有者等は、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

#### 2 指導強化

- 県は、市町村が行う許可及び消防機関による立入検査等に対し、指導助言を行い、災害防止に努める。
- 消防機関は、危険物施設に対し、次の事項を重点に、立入検査等を実施する。

- |  |
|--|
| ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の検査              |
| イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の検査及び安全管理指導      |
| ウ 危険物施設の所有者等、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置指導 |

#### 3 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

##### (1) 沈下測定の実施

- 危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。

##### (2) 不等沈下の著しいタンクの措置

- 消防機関は、不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保全検査を実施する。
- 消防機関は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な修繕を行わせるとともに、タンクの基礎の修繕により不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。

##### (3) 敷地外流出防止措置

- 県及び消防機関は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外又は海上への流出による二次災害を防止するため、油槽基地等危険物タンクが相当数群立する危険物施設の所有者等に対し、防油堤・流出油防止堤の設置、土のう、オイルフェンス等の流出油防除資機材の整備など必要な措置を講じるよう指導する。

#### 4 自衛消防組織の強化措置

- 危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進する。

- 危険物施設の所有者等は、隣接する事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、効率ある自衛消防力の確立を図る。

### 5 化学防災資機材の整備

- 市町村は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。

[化学消火薬剤備蓄状況 資料編 2-12-1]

## 第3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

- 関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、高圧ガス又は火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、規制の強化、自主保安体制の強化促進を図る。

### 1 保安意識の高揚

- 高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、火薬類取締法等関係法令の周知徹底を図るため、保安教育講習、保安推進パトロール等を実施する。
- 高圧ガス、火薬類の取扱者、従事者等に対する技術講習を実施する。
- 危害予防週間を設け、保安意識の高揚に努める。

### 2 規制の強化

- 高圧ガスの製造施設、貯蔵所又は火薬庫等が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているか、保安検査及び立ち入り検査を実施する。
- 指導の適正を期するため、指導取締方針の統一、相互協力等により、関係機関との連携を密にする。

### 3 自主保安体制の整備指導

- 保安教育計画に基づく保安教育及び防災訓練の実施により、業務上の保安確保に万全を期するよう指導する。
- 定期自主検査の完全実施及び責任体制の確立を指導する。
- 災害発生時の自主防災対策の策定を指導する。

## 第4 毒物、劇物災害予防対策

- 県は、毒物、劇物による保安衛生上の危害を防止するため、毒物、劇物営業者及び毒物、劇物業務上取扱者に対して、次の監視指導を行い、災害予防対策を講じる。

区 分	内 容
毒物・劇物営業者	営業施設の構造、設置基準への適合
毒物、劇物の貯蔵タンクを有する施設	屋外タンク、屋内タンク、地下タンクの構造、設備基準への適合

- 県は、毒物、劇物貯蔵所を定期的に点検するとともに、事故が発生した場合の応急措置体制の確立

の指導及び届出義務（保健所、消防署、警察署）の周知徹底を図る。

## 第5 放射線災害予防対策

- 防災関係機関及び放射性同位元素の届出、許可等使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進する。

## 第13節 風水害予防計画

### 第1 基本方針

- 1 洪水等による水害を予防するため、河川改修事業、ダム建設事業、砂防事業、農地防災事業、障害防止対策事業及び治山事業を計画的に実施する。
- 2 災害時に適切な措置をとることができるよう、施設の維持管理体制を整備する。
- 3 県、市町村その他の防災関係機関は、風害対策やその知識の普及啓発を図る。

### 第2 河川改修事業

- 河川数は、一級河川、二級河川を合わせて312河川、指定延長は3,120キロメートルに及んでおり、土地利用の高度化とともに、防災上の要請から、河川改修は急務となっている。

〔河川改修の状況 資料編2-13-1〕

- 県事業として、広域河川改修等の事業を進めるとともに、緊急度が高く、防災効果の大きい河川の改修を実施する。

事業名	施行箇所	施行年度
直轄河川改修事業	北上川	昭16～継続
広域河川改修事業	木賊川外6河川	昭37～継続
その他の河川改修事業	南川外30河川	昭41～継続

### 第3 ダム建設事業

- 直轄ダム建設事業は、石淵、田瀬、湯田、四十四田及び御所の5ダムが完成しており、現在、北上川水系河川整備基本方針に基づいて計画されたダム群のうち、胆沢ダムの建設（昭和63年度～）に入っている。
- 県営ダムの建設事業は、8ダムが完成し、現在、3ダムの建設を進めている。
- 北上川流域における洪水調節機能の強化を図るため、胆沢ダムの建設を促進するとともに、治水対策の強化を図るため、遠野第二ダム等の建設を進める。

事業名	施行箇所	施行年度	備考	資料編
多目的ダム建設事業	胆沢ダム	昭63～平25	特定多目的ダム	2-13-2
河川総合開発事業	築川ダム	平4～	多目的ダム	2-13-3
〃	津付ダム	平12～	治水ダム	
〃	遠野第2ダム	平3～平22	〃	

### 第4 砂防事業

- 砂防事業は、流域における荒廃地域の保全及び土砂災害から人命、財産を守ることを目的として、えん堤工、溪流保全工等の整備を進める。

〔砂防事業の実施状況 資料編 2-13-4〕

〔砂防指定地及び砂防施設市町村別一覧 資料編 2-13-5〕

- 火山地域における火山砂防事業を、重点的に推進する。
- 土石流対策の砂防事業を重点的に推進する。

事業名	施行箇所	施行年度	資料編
砂防事業	県内全域	昭7～継続	2-13-6
直轄火山砂防事業	八幡平山系	平2～継続	

## 第5 農地防災事業

- 防災ダム事業については、調節効果の大きいダムから着工し、これまで7地区15ダムが完成している。現在震災対策として1地区実施中である。
- 老朽ため池事業及び土砂崩壊防止事業については、緊急度及び効果の大きいものから優先実施するとともに、年間施行量の増大を図る。

事業名	施行箇所	施行年度	資料編
防災ダム事業	衣川外7	昭25～継続	2-13-7
老朽ため池事業	県内一円	昭32～継続	
土砂崩壊防止事業	〃	昭42～継続	

## 第6 障害防止対策事業

- 障害防止対策事業については、緊急度及び効果の大きいものを優先実施するとともに、年間施行量の増大を図る。

事業名	施行箇所	施行年度	資料編
障害防止対策事業	滝沢村外	昭45～平21	2-13-8

## 第7 治山事業

- 本県における治山事業の対象地は、広大な林野の各所に散在しているため、比較的小規模な施設を各所に多数配置し、その濃密化により漸次効果を高めていく。
- 山地災害の多発化傾向に対処するため、既存荒廃地への復旧治山、荒廃危険地への予防治山等の山地治山を強化し、山地災害の未然防止をはかる。特に集落の地域的な保全強化を目的とした防災対策総合治山事業を積極的に推進する。

事業名	施行箇所	施行年度	資料編
山地治山事業	県内一円	平9～平15	2-13-9
保安林整備事業	〃	〃	2-13-10

## 第8 河川情報基盤整備事業等

- 壊滅的な水害被害を軽減するため、降雨、水位、土砂災害及びダム情報等の各種観測施設並びにデ



一タ処理施設の整備を図る。

〔県内雨量・水位観測所調 資料編 2-13-11〕

## 第9 施設の管理

- 洪水防ぎょ又は内水排除等のために河川法指定河川に設置された水門、ひ門及びひ管については、洪水時等における緊急操作の必要性に鑑み、管理事務の一部を関係市町村に委託する。
- 当該事務の委託を受けた市町村は、施設ごとの責任者を定める等必要な計画を定め、有事に即応した適切な措置を講じられるよう、管理体制を整備する。

〔河川水門管理要綱及び河川水門管理委託箇所表 資料編 2-13-12〕

## 第10 浸水想定区域の公表及び周知

- 国土交通省及び県は、洪水予報河川又は水位情報周知河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するとともに、浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を公表し、関係市町村に通知する。
- 市町村は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項について定める。
- 市町村は、市町村地域防災計画において、浸水想定区域内にある地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があるもの、要配慮者が利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者若しくは管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものにあつては、これらの施設の名称及び所在地について定めるとともに、これらの施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定める。
- 市町村は、市町村地域防災計画に定めた洪水予報の伝達方法、避難場所等を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

〔浸水想定区域図一覧 資料編 2-13-13〕

## 第11 風害予防の普及啓発

- 県、市町村その他の防災関係機関は、頻発する竜巻災害等を踏まえ、風害対策やその知識の普及啓発を図る。

## 第14節 雪害予防計画

### 第1 基本方針

大雪、雪崩等による災害を防止し、県民の日常生活の安定と産業経済の機能を確保するため、雪害対策を進める。

### 第2 雪崩防止対策

#### 1 雪崩危険箇所の調査及び周知

- 各実施機関は、適期に、雪崩の発生が予測される危険箇所を調査し、注意標識の設置その他の方法により、関係者に対し、適切な周知を行う。

実施機関		調査対象
市町村		1 地域内の一般住家に危険を及ぼすもの 2 市町村道に危険を及ぼすもの
県	道路環境課	知事が管理を委託されている一般国道及び県道に危険を及ぼすもの 〔雪崩危険箇所表 資料編2-14-1〕
	砂防災害課	人家5戸以上（公共的建物を含む。）に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
	林業振興課	製炭業征事者、製炭窯に危険を及ぼすもの
	森林保全課	私有林地域で主要公共施設又は人家等に危険を及ぼすもの
県警察本部		各機関に協力し、主として人命に危険を及ぼすもの
東北地方整備局 （岩手河川国道事務所）		国が直接管理する一般国道に危険を及ぼすもの
岩手労働局		事業場における寄宿舍等の施設及び作業場に危険を及ぼすもの 〔岩手労働局における雪崩対策 資料編2-14-2〕
東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社		鉄道に危険を及ぼすもの 〔東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社における雪崩対策 資料編2-14-3〕

#### 2 雪崩防止対策事業

- 雪崩災害を未然に防止するため、雪崩防止柵等の整備を進める。

事業名	路線名	事業概要	施行年度	資料編
雪崩防止事業	一般国道 107 号外 15 路線	雪崩防止柵	昭 41～継続	2-14-4
雪崩防止林造成事業	安代町中川原外1箇 所	植栽工、雪崩防止柵 等	平 9～平 15	2-14-5
雪崩対策事業	湯田町天子森地区	雪崩予防柵	平 12～平 15	2-14-6

### 第3 道路交通の確保

#### 1 除雪対策

- 各実施機関は、次により除雪を行い、国県道、主要路線の交通を確保する。  
 なお、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、各実施機関が相互に連携し、迅速・適切に対応するよう努める。

実施機関	除 雪 路 線
国土交通省	直轄管理する一般国道のうち、雪寒指定路線となっている4号、46号及び283号（仙人峠道路）
県	国土交通省直轄管理路線以外の一般国道、主要地方道及び一般県道
市町村	管内市町村道
東日本高速道路(株)	東北自動車道、八戸自動車道、秋田自動車道、釜石自動車道

〔県の除雪計画（春先の除雪を含む。） 資料編2-14-7〕

- 各実施機関は、除雪用機械の整備、保守点検・除雪要員の確保等を図る。  
 〔除雪機械等の整備状況 資料編2-14-8〕
- 積雪及び路面凍結による自動車のスリップ事故を防止するため、早期除雪及び路面凍結防止剤の散布を効果的に実施する。

#### 2 凍雪害防止対策

- 冬期の安全で円滑な交通を確保するため、スノーシェッド、雪崩防止柵、堆雪帯等の施設を整備するとともに、歩車道の無散水消融雪施設の整備を促進する。  
 （県管理道路における事業）

事業名	施行箇所	施行年度	資料編
凍雪害対策事業	一般国道106号 外88路線	昭39～継続	2-14-4

### 第4 鉄道交通の確保

- 東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社、日本貨物鉄道株式会社盛岡支店及びIGRいわて銀河鉄道株式会社は、毎年、定期的に越冬対策打合せ会を開催し、次の事項について打合せを行い、その対策の万全を期す。

ア 越冬設備	エ 排雪列車の運転手配
イ 雪害時の輸送対策	オ 雪掻車の配置運用
ウ 排雪列車のダイヤ設定	

- 毎年降雪前に、地区ごとに除雪懇談会を開催し、鉄道除雪協力班を編成するなど、部外との協力体制を整備する。

〔雪害対策実施要領（抜すい） 資料編2-14-10〕

第5 医療の確保

- 次の方法により、豪雪時における地域住民の医療を確保する。

措置区分	措置方法	担当地域及び担当医療機関
救急医療	救急患者の収容、治療を目的とする救急医療班を編成し、待機させる。	救急医療班一覧表 資料編 2-14-11
通常医療	無医地区のうち、特に医療に恵まれない地域については、巡回医療班を派遣し、患者の早期発見早期治療に当たり、必要な場合は医薬品の配置を行う。	巡回診療班一覧表 資料編 2-14-12

## 第15節 津波・高潮災害予防計画

### 第1 基本方針

- 1 津波・高潮等による災害を予防するため、海岸保全事業、三陸高潮対策事業及び海岸防災林造成事業を計画的に実施する。
- 2 災害時に適切な措置をとることができるよう、施設の維持管理体制を整備する。

### 第2 津波、高潮災害予防事業

- 本県の海岸線の総延長約709キロメートルのうち、津波、高潮、波浪等の災害から積極的に防護する必要がある地域として海岸法に基づき海岸保全区域に指定した区域及び将来海岸保全区域に指定することが必要と認められる区域の海岸延長は、126キロメートルとなっている。  
〔海岸保全区域要指定延長 資料編2-15-1〕
- 国、県及び市町村は、社会資本整備重点計画（平成15年10月閣議決定）に基づき、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設の整備を、計画的に実施する。  
〔津波・高潮災害予防施設の設置状況 資料編2-15-2〕  
〔海岸防潮堤防設置一覧 資料編2-15-3〕
- 社会資本整備重点計画では、重点的、効果的かつ効率的な実施に向けた取組みとして「津波、高潮、波浪、海岸浸食が国民の生命・財産に及ぼす被害の軽減」「人の暮らしと自然環境が調和した後世に伝えるべき豊かで美しい海岸環境の保全回復」を柱とした事業の展開を図る。
- 防潮堤防等の設置と並行して、飛砂、潮風、強風、霧等の被害を防止するとともに、津波及び高潮の被害を軽減することを目的として、海岸防災林造成事業を進める。

事業名	施工箇所	施工年度	所 管	資料編
高潮対策	野田海岸外 8海岸	昭61～継続	国土交通省水管理・国土保全局・港湾局、農林水産省農村振興局・水産庁	2-15-5 2-15-6
侵食対策	門の浜海岸	平11～継続	水産庁	
津波・高潮危機管理 対策緊急事業	嶋之越海岸外 8海岸	平17～継続	国土交通省水管理・国土保全局・港湾局、農林水産省農村振興局・水産庁	

### 第3 海岸保全施設の管理

- 海岸保全施設は、その機能が長期にわたって維持されるよう、施設の構造形式や地理的条件等を十分に把握し、定期的な点検や劣化、損傷等に対する適時・的確な修繕など、維持管理計画に基づいた適切な維持管理を行う。
- 海岸堤防の維持管理は、原則として設置者が行うが、有事の際に迅速かつ適切な措置が講じられるよう、門扉（水門、排水樋門、陸閘、道路門扉、遮断扉等）の操作等は、地元市町村長に委託する。

- 当該事務の委託を受けた市町村長は、施設ごとの責任者を定める等必要な計画を定め、有事に即応した適切な措置を講じられるよう、管理体制を整備する。

〔海岸水門管理要綱 資料編 2-15-7〕

## 第16節 土砂災害予防計画

### 第1 基本方針

集中豪雨等による土砂災害を防止するため、地すべり防止対策事業、土石流対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を実施する。また、土砂災害が発生するおそれのある区域について、その周知、警戒避難、体制の整備を図るとともに、著しく土砂災害が発生するおそれがある区域については、一定の開発行為制限や、住宅移転を促進するなど土砂災害防止対策を推進する。

### 第2 地すべり防止対策事業

- 地すべり危険区域、地すべり防止区域及び事業の実施状況は、次のとおりである。

所管別	危険区域	防止区域	事業実施状況		資料編
			既成	工事中	
国土交通省	191	17	16	1	地すべり防止区域一覧表 2-16-3
林野庁	60	24	20	4	地すべり防止区域一覧表 2-16-4
農林水産省	35	3	3	—	地すべり防止区域一覧表 2-16-5

[土砂災害発生危険箇所一覧 資料編 2-16-1]

[地すべり危険箇所市町村別一覧 資料編 2-16-2]

[地すべり防止対策事業一覧 資料編 2-16-6]

#### 1 国土交通省関係事業

- 地すべり防止区域に指定している17箇所のうち、16箇所の工事が完了し、1箇所で事業を実施している。

#### 2 林野関係事業

- 地すべり防止区域に指定している24箇所のうち、20箇所の工事が完了し、4箇所で事業を実施している。
- 現在実施中の地すべり防止事業の早期完成を図るとともに、未着手箇所については、監視を行いながら、地すべりの再移動のおそれがある区域については事業化を図る。

#### 3 農林水産省関係事業

- 地すべり防止区域に指定している豊沢川上流の3箇所の全ての防止工事が完了している。
- 地すべり対策が未実施である35箇所については、危険度の高い地区から順次対策を講ずる。

### 第3 土石流対策事業

- 土石流危険溪流は、7,198溪流となっている。  
[土石流危険溪流市町村別一覧 資料編 2-16-7]
- 土石流対策事業は、国の社会資本総合整備計画及び岩手県地震防災緊急事業五箇年計画（平成 23

～27年度）（以下「社会資本総合整備計画等」という。）に基づき、推進する。

- 事業の実施に当たっては、特に土石流が発生するおそれの高い溪流、保全対象となる人家又は公共的施設の多い溪流を重点的に、砂防工事（えん堤工、溪流保全工等）を進める。

#### 第4 山地災害予防事業

- 山地災害危険地区（地すべり危険地区を除く。）は、4,421箇所（国有林地内329、民有林地内4,092）あり、このうち、治山事業の採択基準に合う箇所については、森林法に基づき、対策工事を実施する。

〔山地災害危険地区市町村別一覧 資料編2-16-8〕

- 治山事業の採択基準に満たない小規模な山腹崩壊地で、公共施設、人家等に直接被害を及ぼす箇所については、県単独治山事業を継続して実施する。

事業名	施行箇所	資料編
山地治山事業	盛岡広域振興局管内 外	2-16-9
海岸防災林造成事業	沿岸広域振興局管内 外	2-15-5 2-15-6
雪崩防止林造成事業	〃	2-14-5
保安林整備事業	盛岡広域振興局管内 外	
県単独治山事業	〃	

- 山地災害危険地区の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。

#### 第5 急傾斜地崩壊対策事業

- 急傾斜地崩壊危険箇所は、6,959箇所となっている。
- 急傾斜地崩壊対策事業は、社会資本総合整備計画等に基づき、推進する。
- 事業の実施に当たっては、要配慮者が利用する施設や避難所がある箇所等緊急性の高い箇所を重点とする。

〔急傾斜地崩壊危険箇所市町村別一覧 資料編2-16-10〕

〔急傾斜地崩壊対策事業の状況 資料編2-16-11〕

- がけ崩れ危険住宅移転促進事業による住宅移転を促進する。

#### 第6 土砂災害防止対策の推進

- 県及び市町村は、危険箇所に関する情報を地域住民に提供し、適切な土地利用及び日頃の防災活動、降雨時の対応等について周知を図る。
- 県は、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域指定等のための基礎調査を行い、遅滞なく基礎調査結果を公表するとともに、関係市町村長の意見を聞き、その区域を指定する。
- 市町村は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、市町村地域防災計画に、当該警戒区域ごとに次の事項について定める。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項



- イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
- オ 救助に関する事項
- カ その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- 県は、土砂災害から住民の生命、身体を守るため、土砂災害特別警戒区域において一定の開発行為の制限、建築物の構造の制限に関する所要の措置等を実施する。

## 第7 土砂災害警戒情報の発表

### 1 目的及び発表機関

- 大雨警報又は大雨特別警報の発表がされている場合において、大雨による土砂災害の発生の危険度が高まったときに、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。

### 2 発表対象地域

- 土砂災害警戒情報は、市町村を最小発表単位とし、県内の全ての市町村を発表対象とする。

### 3 発表・解除基準

#### (1) 発表基準

大雨警報又は大雨特別警報の発表がされている場合において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づく値が5kmメッシュごとの監視基準(土砂災害発生避難基準線)に達したときに、県と盛岡地方気象台は、協議の上、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

ただし、地震等により現状の基準を見直す必要がある場合は、県と盛岡地方気象台は、基準の見直しについて協議するものとする。

#### (2) 解除基準

解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず監視基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の状況等を鑑み、県と盛岡地方気象台が協議のうえ解除できるものとする。

### 4 利用にあたっての留意点

- (1) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する。
- (2) 土砂災害警戒情報の対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の

崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害等については発表対象とするものではないことに留意する。

- (3) 市町村長が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況、県の補足情報（土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標）等も合わせて総合的に判断すること。
- (4) 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既の実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告等の対象地域の拡大等の更なる措置を検討すること。

## 5 情報の伝達体制

- 県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 27 条（土砂災害警戒情報の提供）の規定により、市町村に伝達し、あわせて一般住民に周知する。
- 気象台は、気象業務法第 15 条により大雨警報を県に伝達することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は大雨警報を解説する気象情報の 1 つとして関係機関に伝達し、伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。
- 伝達先及び系統図については、資料編 3-2-4 に示すとおりである。

## 6 避難勧告等のための情報提供

- 県は補足情報として、危険度を表示した地図情報や危険度の時間変化を知らせる参考情報を総合防災情報ネットワークで提供するとともに、県民には県ホームページで提供する。

### 土砂災害警戒情報の補足情報

危険度	表示	状況及び行動の目安
避難準備検討要	黄	3 時間以内に土砂災害発生の基準値を超えるおそれがある場合。 (避難準備の検討が必要な状況)
避難勧告検討要	橙	2 時間以内に土砂災害発生の基準値を超えるおそれがある場合。 (避難勧告の検討が必要な状況)
避難指示検討要	赤	既に土砂災害発生の基準値を超えている場合。 (避難指示の検討が必要な状況)

※警戒避難判定参考情報として、危険度を 1km メッシュごとに色分けした地図情報を市町村に提供する。

## 第 8 土砂災害緊急情報の発表

### 1 目的

- 県及び国土交通省は、重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報を関係市町村に通知し、あわせて一般住民に周知し、適切な避難に資するものとする。

### 2 緊急調査

- 県及び国土交通省は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を調査し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査

に着手するものとする。

緊急調査は、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするために実施する。

（重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況及び緊急調査実施機関）

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況		緊急調査実施機関
項目	内容	
河道閉塞による湛水が発生原因とする土石流	河道閉塞の高さが概ね 20m 以上ある場合 概ね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
河道閉塞による湛水	河道閉塞の高さが概ね 20m 以上ある場合 概ね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
火山噴火に起因する土石流	河川勾配が 10 度以上である区域の概ね 5 割以上に 1 cm 以上の降灰等が堆積した場合 概ね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
地すべり	地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合 概ね 10 戸以上の人家に被害が想定される場合	県

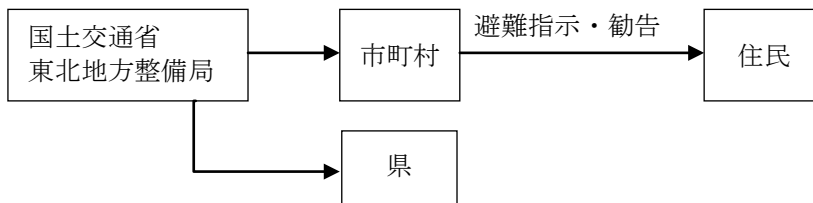
3 土砂災害緊急情報

- 県又は国土交通省は、法第 60 条第 1 項の規定による避難勧告、避難指示等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を県にあっては市町村に、国土交通省にあっては県及び市町村に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知する。

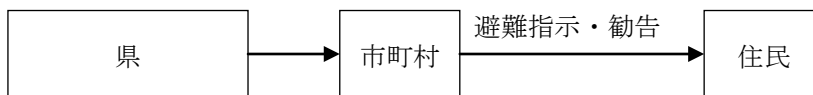
4 情報の伝達体制

- 情報の伝達は、次に掲げる系統図により行う。

（国土交通省が緊急調査を行う場合の伝達系統図）



（県が緊急調査を行う場合の伝達系統図）

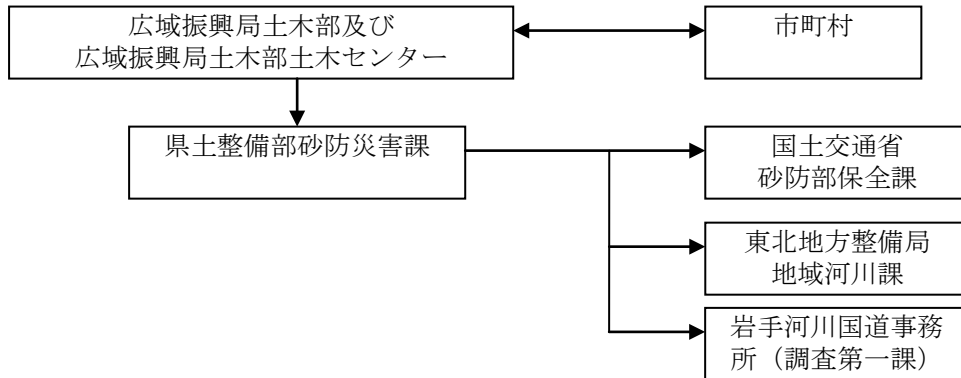


第9 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統

- 県及び市町村は、地すべり、土石流、がけ崩れ、雪崩が発生した際には被害状況の早期把握に努め、別添各災害報告様式により報告系統のとおり報告する。

〔災害報告（地すべり、土石流等、がけ崩れ、雪崩） 資料編 2-16-12〕

土砂災害発生時における報告系統



## 第17節 火災予防計画

### 第1 基本方針

- 1 火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。
- 2 消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

### 第2 出火防止、初期消火体制の確立

#### 1 火災予防の徹底

- 市町村は、出火防止等を重点とした講演会、講習会、座談会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配付、その他火災予防週間中における車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。
- 市町村は、出火防止又は火災の延焼拡大防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な消火資機材、住宅用防災機器（火災警報器）、消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方について、指導の徹底及び普及啓発を図る。

対象	指 導 内 容
一般家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ すべての住民が参加できるよう全区域を対象に防災指導等を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等についての知識の普及を図る。</li> <li>○ 火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止等に関する適切な指導啓発を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 火気使用設備の取扱方法</li> <li>イ 消火器の設置及び取扱方法</li> <li>ウ 住宅用防災機器（火災警報器）の設置及び取扱方法</li> </ul> </li> <li>○ 寝たきりの高齢者、独居の高齢者等に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。</li> </ul>
職 場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会、防災指導等の機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及、高揚を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 災害発生時における応急措置要領の作成</li> <li>イ 消防用設備等の維持管理及び取扱方法の徹底</li> <li>ウ 避難、誘導體制の確立</li> <li>エ 終業後における火気点検の励行</li> <li>オ 自衛消防隊の育成</li> </ul> </li> </ul>

#### 2 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

- 市町村は、火災時において、消防機関の活動とともに、地域住民が自主的に初期消火活動等を行えるよう、防火防災訓練の実施や民間防火組織の育成に努める。

##### (1) 防火防災訓練の実施

- 防災関係機関の訓練と併せ、住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火等に関する知識、技術の普及を図る。

## (2) 民間防火組織の育成

### ア 婦人防火クラブの育成

- 家庭防火思想の普及徹底及び地域内の自主防火体制の確立を図るため、婦人を対象とした組織づくりの推進及び育成に努める。

### イ 幼年少年消防クラブの育成

- 幼年少年期から火災予防思想の普及を図るため、園児、小中学生を対象とした消防クラブ等の組織づくりの推進及び育成に努める。

## 3 予防査察の強化

- 市町村は、防火対象物の予防査察を年間行事計画等により、定期的実施する。
- 火災発生時において人命に危険があると認められる防火対象物及び公共施設等については、定期査察のほかに、随時、特別査察を行う。

## 4 防火対象物の防火体制の推進

- 市町村は、多数の者が出入りする防火対象物について、次の事項を指導し、当該対象物の防火体制の推進を図る。
  - ア 防火管理者の選任
  - イ 消防計画の作成
  - ウ 消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施
  - エ 消防用設備等の点検整備
  - オ 火気の使用又は取扱い方法
  - カ 消防用設備等の設置

## 5 消防設備士の教育指導

- 県は、消防設備士に対し、消防用設備等の技術や関係法令の変化に対応できるよう、定期的に講習を実施し、消防設備士の資質の向上を図る。

## 6 危険物等の保安確保指導

### (1) 石油類

- 市町村は、危険物による災害を未然に防止するため、必要に応じて危険物施設への立入検査を実施し、当該施設の位置、構造及び設備その他管理状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかを査察指導する。
- 危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保有を励行させ、災害発生の防止に努める。
- 危険物施設の従業員に対し保安教育を行い、防災に関する諸活動が円滑に運用され、応急対策が完全に遂行されるよう、自主保安体制の確立を図る。

### (2) 高圧ガス、火薬類

- 県は、高圧ガス、火薬類による災害を未然に防止するため、必要に応じて製造施設等への立入

検査を実施し、当該施設の位置、構造及び設備その他管理の状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかを指導する。

- 大火災（爆発）を発生する危険性のある施設等に対しては、災害発生予防計画の策定を指導する。

**(3) 化学薬品**

- 市町村は、化学工場、病院、学校等が保有している化学薬品について、転倒落下の衝撃、他の薬品との混合に伴う発火発熱を防止するため、適切な貯蔵、保管場所の不燃化等について指導する。

**第3 消防力の充実強化**

- 市町村は、大火災等に対処しうる消防力を確保するため、消防力の充実強化に努めるものとし、県は、これに必要な指導、援助を行う。

**1 総合的な消防計画の策定**

- 消火活動に万全を期するため、次に掲げる事項を踏まえた総合的な消防計画を策定する。

災害警防計画	消防機関が、適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。
火災警防計画	火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。
危険区域の火災防ぎょ計画	木造建築物の密集地域、消防水利の状況等により、火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。
特殊建築物の防ぎょ計画	建物の構造、業態、規模から判断して、火災が発生した場合、延焼拡大し、人命救助の必要のある高層建築物、地下街等について定める。
危険物の防ぎょ計画	爆発、引火、発火、その他火災の防ぎょ活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所等について定める。
ガス事故対策計画	ガス漏洩事故、ガス爆発事故等の際し、消防機関をはじめ関係機関相互の協力のもとに、被害の軽減を図るための対策について定める。

**2 消防活動体制の整備強化**

- 火災発生時における初動体制を確立するため、消防署、消防出張所等の分散配置、消防機械装備の近代化等に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。

〔消防組織法第39条に基づく消防相互応援協定の締結状況調 資料編2-17-1〕

〔消防力一覧表 資料編2-17-2〕

- 「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」に基づき地域の実情に即した適切な消防体制の整備を図る。

**3 消防施設等の整備強化**

**(1) 消防特殊車両等の増強**

**ア 特殊車両等の増強**

- 建築物の高層化、複雑化等に伴う火災の立体化、特異化に対応した人命救助及び消火活動を実施するため、はしご車、化学車等の特殊車両及び特殊装備の整備増強を図る。

**イ 可搬式小型動力ポンプの増強**

- 災害時の道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、消防署所等への可搬式小型動力ポンプの増強を図る。

**(2) 消防水利の確保**

- 消火栓、防火水槽の整備、海水、河川水等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

**(3) 消防通信施設の整備**

- 災害応急対策活動時における防災関係機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

**(4) ヘリコプターの離着陸場の確保**

- ヘリコプターによる空中消火活動を実施するため、ヘリコプターの飛行場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所の確保及び適正な配置に努める。



## 第18節 林野火災予防計画

### 第1 基本方針

森林の保全と地域の安全を守るため、林野火災の予防体制を整備するとともに、林野火災予防思想の普及、徹底を図る。

### 第2 林野火災防止対策の推進

#### 1 岩手県山火事防止対策推進協議会の設置

- 県は、「岩手県山火事防止対策推進協議会」を開催し、各関係機関及び団体と基本的事項について協議し、林野火災防止対策の円滑な推進を図る。
- 広域振興局林務部、農林部及び農林振興センターは、地区協議会を開催し、管内の各関係機関及び団体との連絡調整を行うとともに、具体的実施事項について協議し、地域の実状に即した林野火災防止対策の推進を図る。

#### 2 林野火災予防思想の普及、徹底

- 山火事防止運動月間（3月1日～5月31日）を中心に、次に掲げる事項を重点的に、予防運動を実施する。

ア 枯れ葉等のある危険な場所でのたき火の禁止	エ 車からのたばこの投げ捨て禁止
イ 強風時及び乾燥時のたき火、火入れの禁止	オ 火入れの許可遵守
ウ たき火、たばこの完全消火	カ 子供の火あそびの禁止

- ハイカー等の一般入山者、森林所有者、林内及び森林周辺での作業従事者、地域住民及び小中学生等に対して、次により広報活動等を実施する。

ア 登山口、役場、駅、学校等への横断幕、ポスター等の掲示
イ テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、パンフレット等による林野火災防止広報
ウ ヘリコプター等の航空機、広報車などによる巡回広報

#### 3 予防及び初期消火体制の整備

- ジェットシューター、軽可搬ポンプ等の初期消火資機材を配備し、関係機関及び団体が常備する。
- 防火帯等を設置する。

#### 4 組織の強化

- 地域の実状に即した予防対策を行うため、初期消火を中心とした消防訓練、研究会等を実施するなど林業関係者、消防関係者等の緊密な連携を図る。
- 地域住民、森林所有者等による林野火災予防組織の育成に努めるとともに、これらの組織が自主的に予防活動を行うよう指導する。

5 各関係機関別の実施事項

機関	実施事項
盛岡地方気象台	ア 強風注意報・乾燥注意報・火災気象通報等気象情報の迅速な伝達と周知徹底
県	ア 県が保有する広報媒体を利用した林野火災防止広報 イ 航空機及び広報車による巡回広報 ウ 横断幕、ポスター、標板等の配布 エ 県林務関係職員によるパトロールの実施
市町村	ア 林野火災防止に関する打合せ会の開催 イ 県の広報活動に対する協力及び市町村広報活動と、防火思想の周知徹底 ウ 林野火災予防組織の育成強化 エ 火災警報等の迅速な伝達及びたき火、喫煙等の規制措置の周知徹底 オ 火災警報等発令時の巡視強化 カ 初期消火資機材の整備 キ 火入れに関する条例の住民への周知徹底
消防機関	ア 火災警報等の警報伝達及び巡視警戒 イ たき火、火入れの把握と現場監督者等の指導
森林管理署等	ア 強風注意報・乾燥注意報発令時のたき火、喫煙等に対する出火防止広報資材の配備 イ 職員によるパトロールの実施 ウ 防火線、防火林、防火用施設の設置及び資機材の整備 エ 林野火災発生時の応急対策のための組織体制の整備
林業団体等	ア 火入れの許可・指示事項の遵守 イ 強風注意報・乾燥注意報発令時における出火防止の周知徹底 ウ 林内作業員等に対する林野火災防止に関する趣旨の周知徹底 エ 一般入山者に対する防火思想の普及啓発 オ 林内作業中の喫煙、たき火等の完全消火の励行 カ 作業小屋の厳正な火気管理及び消火器具の設置 キ 作業小屋周辺の防火帯の設置 ク 火災警報等の情報をキャッチするための携帯ラジオの携行
農業関係機関	ア 火入れの許可・指示事項の遵守 イ 火災警報等発令時における火気厳禁の周知徹底 ウ 有線放送等を利用した、農家に対する防災意識の啓発
その他の機関等	ア 関係職員等に対する防火思想の普及啓発 イ 林野火災防止対策における関係機関及び団体への協力

## 第19節 農業災害予防計画

### 第1 基本方針

農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の長期予報及び警報の迅速な伝達を図るとともに、作付当初からの安定技術の普及を進める。

### 第2 予防対策

- 気象災害を最小限に防止することに重点を置き、次の対策を実施する。

冷害防止対策	ア 耐冷性品種の育成普及 イ 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置、作期策定の適正化 ウ 育苗技術、適正水管理等の指導徹底 エ 長期予報の伝達の徹底
凍霜害防止対策	ア 注意報の早期伝達 イ 樹園地における燃料の燃焼、散水の準備と励行 ウ 野菜のビニール栽培におけるこもかけ等の励行
水・雨害防止対策	ア 水稻の品質向上のための乾燥施設の利用 イ 長雨、過湿により発生しやすい黄化萎縮病、白葉枯病、疫病等の防除及び家畜の伝染病の予防
干害防止対策	ア 水源（ダム、水利施設）の確保 イ 常襲地帯における井戸、揚水機等の整備 ウ 畑地かんがい施設（スプリンクラー等）の整備
風害防止対策	ア 防風林、防風垣の設置 イ 耕土の風食防止のための等高線栽培、ベルト栽培等の実施 ウ 樹園地における枝折れ防止（支柱の準備等） エ 落果防止のための薬剤散布
雪害防止対策	ア 麦等の雪ぐされ防除のための薬剤散布（積雪前） イ 消雪の促進 ウ 牛乳、飼料等の輸送路の確保 エ 樹園地の枝折れ防止（支柱、樹上除雪、埋雪枝の引き起し等） オ 牧草の雪害防止のための秋まき牧草の適期播種の励行 カ 施設園芸等ハウスの倒伏防止のための除雪の励行
病虫害発生予察	県病虫害防除所からの病虫害発生予察情報の早期伝達

- 突発的な異常気象に対しては、その種類に応じた臨機の措置がとれるよう防止対策を講じる。
- ア 生鮮食品の輸送力の確保
  - イ 異常気象を媒体とする病虫害の発生に備えた防除施設及び設備の整備
  - ウ 災害常襲地帯への安定技術の普及
  - エ 被害程度に応じた代作、種苗確保及び対応技術の指導

オ 家畜の飼料確保、栄養保持及び家畜伝染病の発生防止

## 第20節 海上災害予防計画

### 第1 基本方針

海上における船舶の座礁、衝突、火災、沈没等及びこれらの事故等による海上流出油等（有害液体物質を含む。以下同じ。）災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

なお、石油コンビナート等災害防止法に定める特別防災区域に係る防災対策については、同法第31条の規定に基づく岩手県石油コンビナート等防災計画による。

### 第2 船舶の安全指導等

- 第二管区海上保安本部（八戸海上保安部、釜石海上保安部、宮古海上保安署）は、船舶に対し、港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律など船舶の安全及び海上災害の予防に関する法令の遵守について、指導監督を行う。
- 第二管区海上保安本部は、津波、高潮等に関する警報等の通知を受けたとき又は航路障害物の発生、航路標識の異常など船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態を知ったときは、船舶に対し、放送、通報、巡視船艇の巡回等による周知を図る。

### 第3 防除体制の強化

- 釜石、宮古、大船渡、久慈の4重要港湾に入港するタンカーは、石油類の需要増により大型化し、かつ隻数も増加する傾向にある。

〔入港船舶の実績、石油等危険物取扱量及び港湾別貯油施設の状況 資料編2-20-1〕

- 第二管区海上保安本部及び関係機関は、船舶又は油槽所の事故による石油等危険物の流出及び拡大を防止するため、岩手県沿岸流出油等災害対策協議会等を通じて、相互連携を図りながら、防除体制の整備強化を図る。

- ア 情報連絡体制の整備
- イ 資機材の整備、保有状況の定期的な情報交換
- ウ 防災訓練の実施

〔岩手県沿岸流出油等災害対策協議会の状況 資料編2-20-2〕

- 県は、広域的な流出油等災害に備え、情報連絡体制の整備、保有資機材の情報交換等により、北海道・東北各県等との連携を強化する。

### 第4 施設、設備及び資機材の整備・保管

- 各防災関係機関、船舶関係者及び油槽所等の石油等危険物の取扱者は、大量に流出した石油等の災害予防及び拡大防止に必要な施設、設備及び資機材の整備を図る。また、耐用年数、損耗の度合いを定期的に管理し、適切に更新・保管する。

区 分	使用施設、設備及び資機材
流出した石油等の拡散防止	オイルフェンス、応急木材、オイルフェンス展張船、作業船 等
流出した石油等の回収及び処理	油回収船、回収装置、処理施設、油処理剤、油吸着剤、バージ舟 等
流出した石油等からの火災の発生防止	化学消防艇、化学消防車、化学消火剤、消火器具等
流出した石油等による災害の拡大防止	ガス検知器 等

[流出石油等に対する防災資機材等の整備及び各種船艇の保有状況 資料編 2-20-3]

## 第21節 災害対策基金確保計画

### 第1 基本方針

災害対策に要する経費の財源を確保するため、災害救助基金及び財政調整基金を積み立て、的確な運用を図る。

### 第2 災害救助基金

#### 1 積立

- 災害救助法に基づく応急救助の実施に要する費用の財源に充てるため、同法第37条の規定に基づき、災害救助基金を積み立てる。〔災害救助基金の現在高調 資料編2-21-1〕

#### 2 運用等

- 災害救助基金は、次の方法により運用する。

- ア 財務省財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金
- イ 国債証券、地方債証券、勸銀証券その他確実な債券の応募又は買入
- ウ 救助に必要な給与品の事前購入

- 災害救助基金は、次に掲げる費用の財源に充てる必要があると認められるときに処分する。

- ア 災害救助法第4条の規定による救助に要する費用
- イ 同法第7条第1項の規定に基づく従事命令、同法第8条の規定に基づく協力命令により救助業務に従事又は協力した者に係る実費弁償及び扶助金の支給に要する費用
- ウ 同法第9条第1項の規定に基づき、各種施設の管理、土地、家屋、物資等の使用、物資の保管又は収容を命じた場合の損失補償に要する費用
- エ 日本赤十字社に災害救助法に基づく救助業務を委託した場合の補償に要する費用
- オ 他の都道府県からの応援を得た場合、その応援のために当該都道府県が支弁した費用の求償に対する支払に要する費用
- カ 災害救助基金の管理に要する費用

### 第3 財政調整基金

#### 1 積立

- 災害の応急対策その他必要と認められる事業等に要する経費の財源に充てるため、財政調整基金を積み立てる。
- 基金に積立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

〔財政調整基金の現在高調 資料編2-21-2〕

#### 2 運用等

- 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管する。

- 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
- 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。



## 第22節 防災ボランティア育成計画

### 第1 基本方針

- 1 防災ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 2 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 3 防災ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

### 第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市町村	1 防災ボランティア活動の普及啓発 2 防災ボランティアの受入体制の整備
県	防災ボランティア活動の普及啓発
日本赤十字社岩手県支部（以下、本節中「日赤県支部」という。）	1 防災ボランティア活動の普及啓発 2 防災赤十字奉仕団（以下、本節中「日赤奉仕団」という。）のコーディネーターの養成 3 防災ボランティアのリーダー及びサブリーダーの養成
日本赤十字社岩手県支部地区及び分区（以下、本節中「日赤地区等」という。）	防災ボランティア活動の普及啓発
岩手県社会福祉協議会（以下、本節中「県社協」という。）	1 防災ボランティア活動の普及啓発 2 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成
市町村社会福祉協議会（以下、本節中「市町村社協」という。）	1 防災ボランティア活動の普及啓発 2 防災ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成

[県本部の担当]

部	課	担当業務
総務部	総合防災室	防災ボランティア活動の普及啓発
保健福祉部	地域福祉課	

### 第3 実施要領

#### 1 防災ボランティア・リーダー等の養成

- 県及び市町村は、日赤県支部、日赤地区等、県社協、市町村社協と連携し、防災ボランティア活動について広報等により、普及啓発を行う。
- 日赤県支部は、日赤奉仕団に対するコーディネーターの養成研修、防災ボランティアのリーダー及びサブリーダーの養成研修を行う。
- 県社協及び市町村社協は、防災ボランティアの入門講座、防災ボランティアのリーダー及びコ



## 第23節 事業継続対策計画

### 第1 基本方針

- 1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自ら防災体制の整備や防災訓練に努めるなど防災力向上を図る。
- 2 県、市町村及び関係団体は、企業等の防災力向上及び事業継続計画（BCP）の策定の促進に努める。
- 3 県及び市町村は、災害時に重要業務を継続するため、業務継続計画を策定するよう努める。

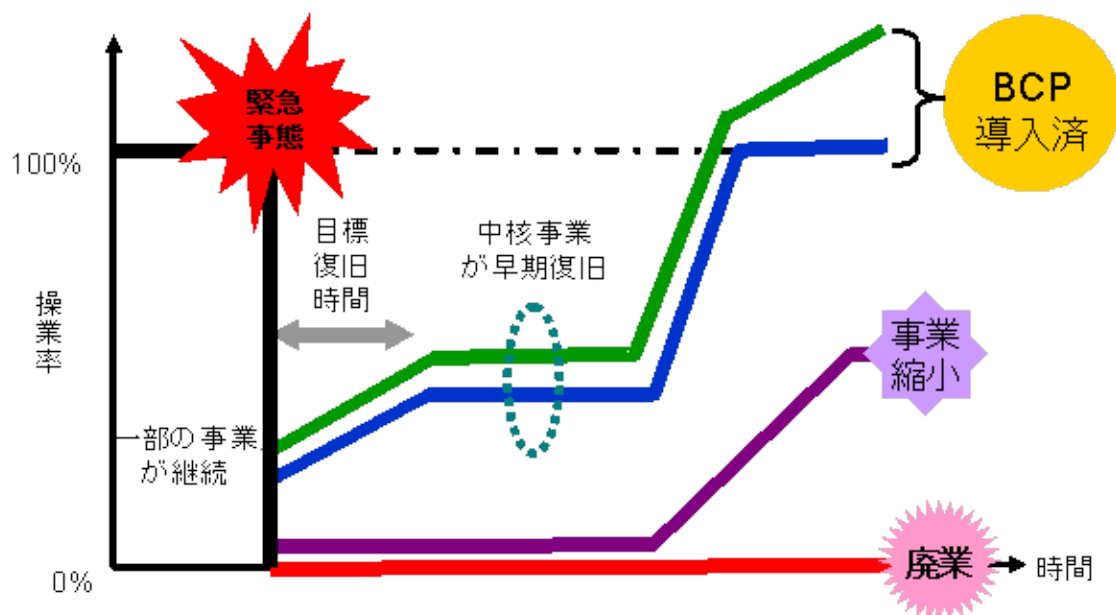
### 第2 事業継続計画の策定

- 企業等は、各企業等において災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）（※）を策定するよう努める。
- 県、市町村及び関係団体は、各企業等における事業継続計画（BCP）の策定に資する情報提供等を進める。

※ 事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

- 県及び市町村は、災害時に重要業務を継続するため、庁舎の耐震化、行政データのバックアップその他の業務の継続に必要な事項を内容とする業務継続計画を策定するよう努める。

[企業の事業復旧に対するBCP導入効果のイメージ]



### 第3 企業等の防災活動の推進

- 企業等は、県及び市町村との協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害の復旧計画策定、各計画の点検・見直しの実施等防災活動の推進に努める。
- 県及び市町村は、地域コミュニティの一員である企業の防災力向上を促進するため、次の事項に取り組む。
  - ア 企業等の職員の防災意識の高揚を図ると共に、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上を促進する。
  - イ 地域の防災訓練等への積極的参加を企業等に呼びかけ、防災に関する情報提供やアドバイスを行う。